

令和 4 年度

液化石油ガス関係事故年報

令和 5 年 3 月

高圧ガス保安協会

目 次

I. 目 的	1
II. 事故の定義等	1
1. 事故の定義	1
2. 事故の分類	2
3. 人的被害の分類	3
III. L P ガス事故	3
1. 2022 年の事故発生状況	3
(1) 件数及び死傷者数	3
(2) B 級以上事故	3
(3) 安全器具の設置率と事故発生状況	3
2. 事故発生状況の分析	4
(1) CO 中毒事故	4
(2) 埋設管事故	4
(3) 質量販売先における事故件数	4
(4) 原因者別事故件数	5
(5) 建物用途別事故件数	5
(6) 現象別事故件数	5
(7) 発生箇所別事故件数	5
(8) 原因別事故件数	5
(9) バルク供給先事故	5
(10) その他	6
3. 2022 年 L P ガス事故の特徴について	7
4. 事故発生件数の推移	8
5. L P ガス事故防止対策・施策	14
IV. 2022 年に発生した事故等の概要	49

1. B級事故の概要	49
2. 埋設管事故の概要	50
3. バルク供給に係る事故の概要	64
4. LPガス事故（全事故）の概要	69
V. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難	120
1. 件数	120
2. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難の概要	121

I. 目 的

本年報はＬＰガスに係る事故のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ＬＰガス法」という。）が適用される供給設備、消費設備の事故、すなわち、主に家庭・業務用のＬＰガス消費先に係る事故（以下「ＬＰガス事故」という。）について、2022年の事故を収録し、それらのデータを主に過去９年間（2013年～2021年）の数値と対比して解析を行ったものである。

なお本年報には、ＬＰガス事故に該当するか否かを含め調査中のものを含んでおり、事故件数等は今後変更となる場合がある。

II. 事故の定義等

1. 事故の定義

(1) ＬＰガス事故

- ① 漏 え い 液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）が漏えいしたもの。
（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）
ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。
- ② 漏えい爆発 ＬＰガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。
 - イ. 漏えい爆発 （漏えいガスによる爆発のみの場合）
 - ロ. 漏えい爆発・火災 （漏えいガスによる爆発後火災の場合）
- ③ 漏えい火災 ＬＰガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）
- ④ 中毒・酸欠 ＬＰガス消費設備の不完全燃焼又はＬＰガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難（2018年４月１日以降のみ）

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他事故（ＬＰガス事故に含まれない事故）

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例）洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故。

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置

の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはＬＰガス事故とする。

- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故。
- ④ ＬＰガスの漏えいがない状態で、ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記(1)に掲げるＬＰガス事故に該当しない事故。
例）自動車の飛び込みによる事故。

2. 事故の分類

事故が発生した場合、その事故の内容により次のとおり分類する。

(1) A級事故

ＬＰガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者５名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が１０名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む。）が合計して３０名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね５億円以上（２０１８年３月３１日以前においては直接被害総額約２億円以上））が生じたもの。
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。

(2) B級事故

A級事故以外であって、ＬＰガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者１名以上４名以下のもの。
- ② 重傷者２名以上９名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者６名以上２９名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね１億円以上５億円未満（２０１８年３月３１日以前においては直接被害総額約１億円以上２億円未満））が生じたもの。

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外のＬＰガス事故であって、次の「C１級事故」又は「C２級事故」のいずれかに該当するもの（２０１８年３月３１日以前においてはC１級事故、C２級事故の区別はなく、A級事故及びB級事故以外のＬＰガス事故）をいう。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C２級事故として取り扱う。

【C 1 級事故】

- ① 負傷者 1 名以上 5 名以下かつ重症者 1 名以下のもの。
- ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。

【C 2 級事故】

- ① C 1 級事故以外の L P ガス事故。

3. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

①死 者

事故発生後、5 日（120 時間）以内に死亡が確認された者

②重傷者（C O 中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後に、30 日以上の治療を要する負傷した者

③軽傷者（C O 中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後に、30 日未満の治療を要する負傷した者

Ⅲ. L P ガス事故

1. 2022 年の事故発生状況

(1) 件数及び死傷者数

2022 年の事故件数については 261 件となり、前年比 41 件の増加となった。

死傷者数は、死者が 0 人、負傷者が 26 人となり、死者数は前年比 1 名減少、負傷者数は前年比 5 人の増加となった。（図－1）。

(2) B 級以上事故（Ⅳ. 1. B 級事故の概要参照）

2022 年の B 級事故は 0 件であった。（図－2）。

（表－1、表－2、図－3）。

(3) 安全器具の設置率と事故発生状況

2022 年に発生した L P ガス事故 (261 件) のうち、消費設備に係る事故 114 件の安全器具設置先と未設置先の事故発生状況でみると、61 件が設置先、53 件が未設置先での事故であった。（表－3）

* ここでいう安全器具とは下記のもののうちいずれかをいう。以下同じ。

- イ. ハイセーフ＋ガス漏れ警報器（併設又は連動）
- ロ. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置＋ヒューズガス栓
- ハ. ガス漏れ警報器連動マイコン型自動ガス遮断装置

2. 事故発生状況の分析

(1) C O 中毒事故

2022 年の C O 中毒事故は 0 件で、前年と同数であった。（表－4、図－4）。

2013年から2022年までの10年間のCO中毒事故29件を燃焼器具別にみると(表-5)、瞬間湯沸器が約17%(5件)、ふろがまが約10%(3件)、その他(業務用燃焼器等)が約72%(21件)となっている。なお、ストーブによるCO中毒事故は2013年から2022年までの10年間発生していない。

瞬間湯沸器の中では、開放式が約3%(1件)、FF式が約3%(1件)、RF式が約7%(2件)、CF式が約3%(1件)となっている。また、ふろがまによる事故はCF式が約3%(1件)、RF式が約3%(1件)、型式不明が約3%(1件)となっている。

原因別にみると(表-6)、瞬間湯沸器では、燃焼状態等によるもの(換気不良状態での長時間使用(1件)、燃焼器具不良(1件))、屋内設置(RF式)が主な原因となっている。また、ふろがまでは、屋内設置(RF式)、燃焼器具不良等が原因となっている。業務用燃焼器等は、換気不良状態での長時間使用が約38%(8件)を占める。また、1件当たりの死症者数をみると(表-7)、業務用燃焼器等は約2.86人/件と他の燃焼器具より多い。

(2) 埋設管事故(Ⅳ. 2. 埋設管事故の概要参照)

2022年の埋設管に係る事故は(表-8、図-5)、68件で前年比10件の増加となった。そのうち、供給管が46件で前年比7件の増加、配管が22件で前年比3件の増加となった。

原因については(表-9)、2022年では損傷が60件(供給管43件、配管17件)、腐食・劣化が8件(供給管3件、配管5件)であった。

2013年から2022年までの10年間の埋設管に係る事故454件でみると、損傷が約79%(359件)、腐食・劣化が約19%(86件)を占め、両者合わせると約98%を占めている。これを発生箇所別でみると、供給管は、損傷(264件、供給管中約85%)によるものが最も多く、次いで腐食・劣化(39件、供給管中約13%)となっている。配管は、損傷(95件、配管中約66%)によるものが最も多く、ついで腐食・劣化(47件、配管中約32%)によるものとなっている。

損傷は、ガス設備とは無関係の工事等において、工事業者が誤って切断又は破損した等(いわゆる他工事業者による事故)により、ガスを漏えいさせたものが多く、このような工事時の損傷(313件)が全損傷(359件)の約87%を占めている。このような場合は、直接人が関与しており、比較的早くガス停止等の処置が取られているため、大部分は大規模事故に至っていない。

(3) 質量販売先における事故件数(表-10、図-6)

2022年の質量販売先における事故は3件で、前年比2件の減少となった。

なお、2022年に発生した3件の事故で合計4人の負傷者が発生している。

(4) 原因者別事故件数(表-11)

一般消費者等の不注意によるものが2022年は55件と前年比7件の増加、販売事業

者の不適切な処理に係るものが2022年は53件と前年比31件の増加となった。全事故に対する比率は一般消費者等の不注意によるものが約21%、販売事業者の不適切な処理に係るものが約20%となり、いずれも全事故に占める割合は依然として高い。また、2022年は他工事業者によるものが72件と昨年比8件の増加であり、全事故の約28%と昨年に引き続き占める割合が高くなった。

(5) 建物用途別事故件数（表－12）

2022年は一般住宅が129件と前年44件の増加、共同住宅は58件で前年比10件の減少となった。一般住宅及び共同住宅の両者を合わせた件数は187件で前年比34件の増加となり、全事故に占める割合は約72%と依然として高い。また、飲食店は32件で前年比9件の増加となった。業務用施設においては、依然として飲食店の件数が多い。

(6) 現象別事故件数（表－13）

漏えいのみ事故は203件で前年比35件の増加となった。また、漏えい爆発（火災）は30件で前年比6件の増加となり、漏えい火災（爆発を除く）は28件で前年比1件の増加となった。CO中毒・酸欠は0件で前年と同数であった。

(7) 発生箇所別事故件数（表－14）

2022年は供給設備全体で145件と前年比21件の増加となった。そのうち容器・容器バルブが12件で前年比2件の増加であった。供給管では76件発生し、前年比20件の増加となり、供給設備全体の約52%を占めている。76件の供給管事故のうち、46件が埋設管で発生した。また、調整器の事故は、21件と前年比5件の減少であるが、供給設備の事故の中で供給管に次いで高い割合を占めている。

消費設備は、114件で前年比26件の増加であった。配管による事故が60件で前年比18件の増加となり、消費設備の事故としては高い割合を占める。

(8) 原因別事故件数（表－15）

腐食・損傷によるものが約51%（133件）となり、全事故の中で高い割合を占めた。雪害等の自然災害が約17%（44件）、接続不良によるものが約10%（26件）が続いた。

(9) バルク供給先事故（Ⅳ. 3. バルク供給に係る事故の概要（充てん設備及び供給設備に限る）参照）

バルク供給先（充てん設備及び供給設備に係る）事故が24件発生し、前年比12件の増加となった。24件の内訳は、腐食・損傷によるものが15件、雪害等の自然災害によるものが3件、接続不良によるものが1件、その他又は不明のものが5件であった。

(10) その他

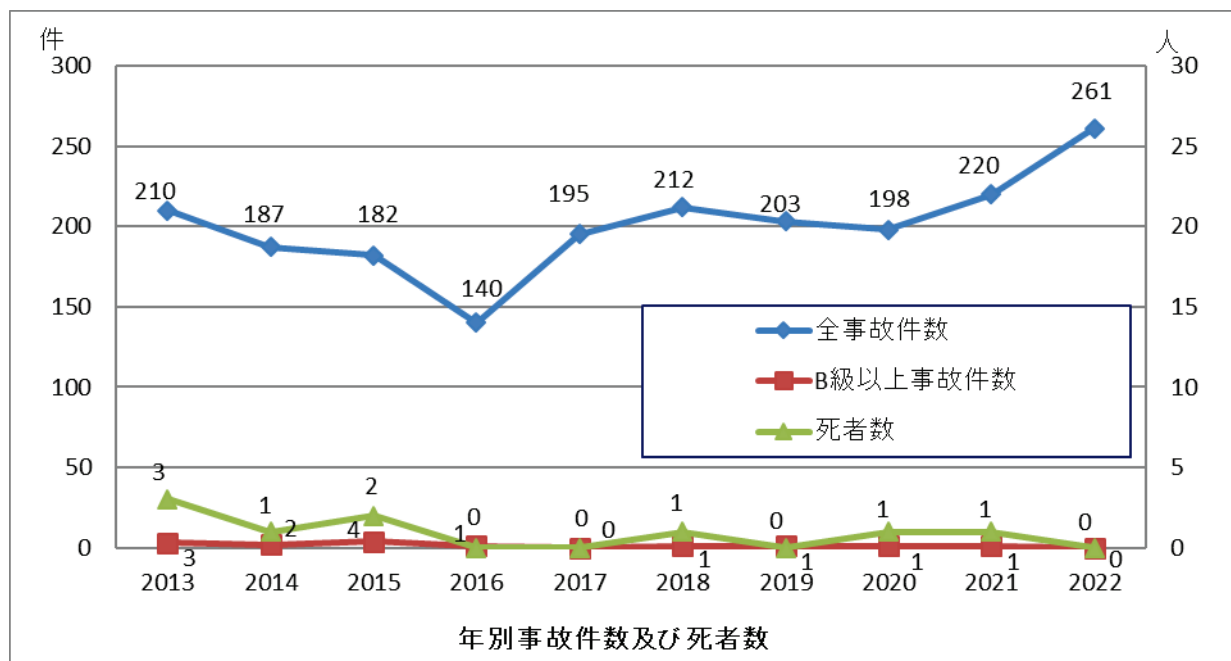
都道府県別事故件数（表－17）でみると、2022年は事故の発生しなかった県が3県あった。また、所管別事故発生状況（表－18）、所管別事故発生件数（図－7）で

みると都道府県所管で発生している事故件数が 123 件で高い割合を占める。

3. 2022 年 L P ガス事故の特徴について

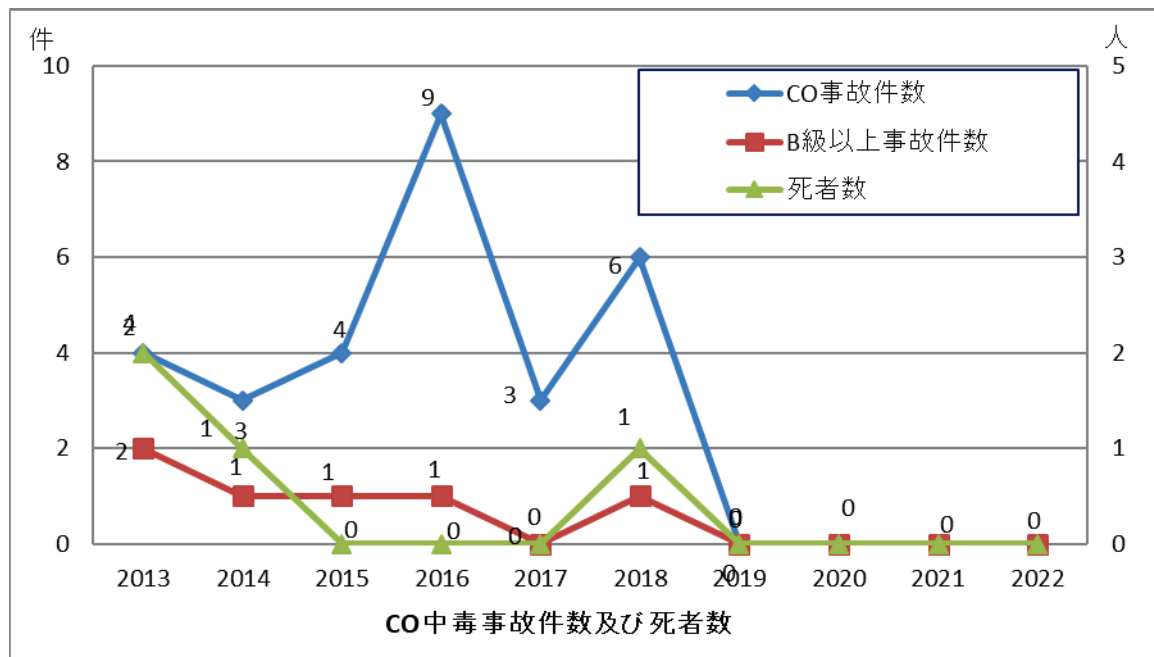
(1) 事故件数

2022 年の事故件数については 261 件となり、前年比 41 件の増加となった。

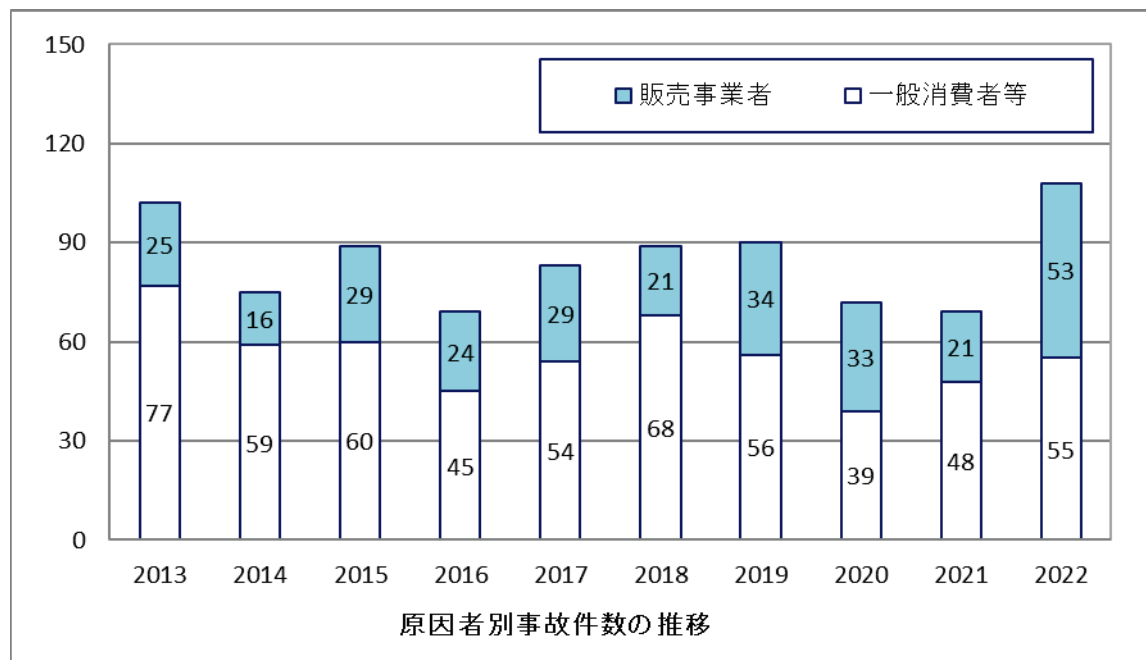


死傷者数は、死者が 0 人、負傷者が 26 人で死者数は前年比 1 人の減少であり、負傷者数は前年比 5 人の増加であった。

(2) 事故の特徴



- ① CO中毒事故は、2022年は0件であり、液化石油ガス法公布の1967年以降初となった2019年から4年連続で0件となった。



原因者別でみると、販売事業者による事故は53件発生して前年比32件増加した。一般消費者等による事故は55件発生し、前年比7件増加した。

なお、自然災害による事故が27件発生し前年比6件の増加であった。また、その他の事業者等による事故は78件発生し、前年比8件の増加であり、2013年から2016年が31件～36件であったのに対し、2017年54件、2018年59件、2019年62件、2020年61件、2021年70件と、2017年以降高い水準で推移している。

- ② バルク供給（充てん設備及び供給設備）に係る事故は24件発生し、前年比12件の増加であった。

12件の事故は次のとおりであった。

- 1) 腐食・損傷によるもの（15件）
- 2) 雪害等の自然災害によるもの（3件）
- 3) 接続不良によるもの（1件）
- 4) その他又は不明によるもの（5件）

4. 事故発生件数の推移

事故の主な発生状況を1953年からの推移でみると以下のとおりである。

- ① 日本でLPガスが家庭用燃料として販売が行われるようになったのは1952～53年頃のことであり、LPガス事故が記録されたのは1953年の2件が最初であった。
- ② 昭和30年代（1955～1964）には、日本経済が重化学工業化を指向していった時期で

あり、石油化学工業が出現し、石油精製業が拡大するにつれ、ＬＰガスの回収、販売も本格化し、ＬＰガス専用の燃焼器の開発も進み、家庭用燃料として浸透していった。このような状況の中にあつてＬＰガス事故は年間 20～60 件の発生で推移した。

- ③ 昭和 40 年代（1965-1974）に入ると、家庭用ＬＰガス消費世帯数も 1,000 万世帯を超えＬＰガスの消費量も増大するとともに使用先も多様化する中にあつて、事故の発生も急増傾向を示してきた。このような状況から、これまでのようにＬＰガスの一般消費段階の保安面の規制を高圧ガス取締法で行うには無理があるという理由とともに、一般消費者が安心して使えるガスとするために流通・消費に係る取引面の向上を図る規制も併せて行う必要があるという理由から、1967 年 12 月にＬＰガス新法すなわちＬＰガス法が制定（1967 年 12 月 28 日）された。
- ④ 昭和 50 年代（1975-1984）に入るとＬＰガス消費世帯数の増加も著しく、2,000 万世帯を超えるに至ったが、それに伴い事故も増加の一途をたどり、1979 年に過去最高の 793 件に達し、死者数も 60 人台の水準（死者数の過去最高は 1974 年の 74 人）に至った。こうした中にあつて、1976 年に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し、「液化石油ガス消費者保安体制の在り方」について諮問が行われ、翌 1977 年 8 月に答申が行われた。同答申を受けて、1978 年 7 月にＬＰガス法の一部が改正され、一般消費者等に対する周知の義務化、認定調査機関制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲の拡大などの施策が実施された。また、1979 年 5 月には、排ガス等による事故の発生を防止するため、都市ガスとともにＬＰガスの特定ガス消費機器の設置や工事を規制する「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」が制定された。なお、1977 年 6 月には、通商産業省立地公害局保安課に液化石油ガス保安対策室が設置されている。
- ⑤ 1980 年 8 月には静岡市の静岡駅前ビルの地下街で都市ガスの大規模な爆発事故が発生し、死者 15 人、重軽傷者 222 人の人的被害を出した。これはＬＰガス事故ではないが、ＬＰガスでも類似事故の発生が考えられることから、1981 年 2 月に省令改正が行われ、地下室等の保安基準が定められるとともに、地下室等及び業務用施設等に対するＬＰガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられ、また、ＬＰガスの着臭濃度が強化された。
- ⑥ ＬＰガス事故は 1979 年の 793 件をピークにその後は低下傾向を見せはじめ 1982 年には 570 件と大幅に減少した。そうした状況の中にあつて、1983 年 11 月に静岡県掛川市のレクリエーションセンターにおいてＬＰガスの大きな爆発・火災事故が発生し、死者 14 人、重軽傷者 27 人の人的被害を出した。この事故は多数ある末端ガス栓の開閉状態を確認せずに中間バルブを開けたことから、一部開かれていた末端ガス栓からガスが漏れ、ガス漏れ警報器が鳴動したにもかかわらず対応が遅れ、その間に何らかの着火源から引火し、爆発、火災に至ったものである。この事故を教訓として 1984 年 7 月に省令改正が行われ、料理飲食店等に対して過流出安全機構付末端ガス栓（ヒュ

ーズガス栓)の設置、ゴム管等の接続方法の強化が図られるとともに、一定規模以上の料理飲食店等には保安連絡担当者を選任すること等の措置が講じられた。

- ⑦ なお、1977年以降に発生したA級事故は、1979年に2件、1981年に1件そして1983年に2件であり、その後発生していなかったが、1996年に1件、また2020年にも1件発生した。
- ⑧ 事故は1982年に500件台に減少したものの、その後の減少傾向が鈍化してきたこと、B級事故が減少しないこと等から、1985年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、「LPガス消費者保安対策研究会」が発足し、同年7月に今後のLPガス保安対策の在り方について提言がなされた。この提言等を受け、1985年度から毎年10月を「LPガス消費者保安月間」として定め、消費者保安啓発運動を全国的に展開することとなり、また、技術指導普及事業の一環として高圧ガス保安協会にLPガス保安トレーニングセンターを設置し、LPガス販売事業者や業務用消費者への安全技術等の普及を強力に進めることとなった。
- ⑨ また、さらにLPガス事故の撲滅を図るためには、安全器具の普及が必須条件となることから、1986年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として「LPガス安全器具普及懇談会」が発足し、同年5月に具体的な安全器具普及施策の内容と事故の減少化の目標期限(500件発生している事故を5年後に1/5、10年後に1/10とする)を定めた提言がなされた。それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動を推進することとなった。

なお、(社)日本エルピーガス連合会では自主的に安全器具100%普及達成目標の10年間で3カ年早め、7年間(1993年9月末)とした。

- ⑩ このような事故防止のための官民一体となった活動により、LPガス事故は1987年以降直線的に減少を続け1994年には100件を切り82件となった。これは1979年の793件に対しほぼ1/10、安全器具普及運動が始まった1986年の515件に対し1/6強の減少となった。なお、1997年には68件とLPガス法施行以来、最低の件数を示した。
 - ⑪ こうした事故が減少してきた中であって、1994年4月に通商産業省環境立地局長の私的諮問機関として、「LPガス保安対策の在り方研究会」が発足し、1995年1月に保安高度化目標として、以下の事項を目指すことが提言された。
 - 1. 2000年末までに、B級以上の事故を撲滅する。
 - 2. 2000年末までに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築する。
- また、1995年9月に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し「今後の液化石油ガス消費者保安のあり方」について諮問が行われ、同審議会液化石油ガス部会が、前記研究会報告の「保安高度化目標」を含め、「保安規制の合理化」及び「販売事業者規制の見直し」等について審議し、同年12月に部会報告書を取りまと

めた。この報告書を踏まえた同審議会答申を経て、1996年4月、LPガス法の改正が行われた。

- ⑫ 全事故の件数が減少しているなかでB級以上事故について、1996年頃は減少傾向を示しておらず、さらに1996年にはCO中毒による死者5人を出したA級事故が13年ぶりに発生した。このような事故発生状況から「保安高度化目標」の達成するためには何らかの抜本的対策の検討が必要となり、1997年9月に高圧ガス及び火薬類保安審議会の下に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故防止総合保安対策」がまとめられた。この保安対策の一環として1997年10月から1999年9月まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。1998年5月に第2回同分科会が開催され、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の点検が実施された。

また、2000年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、今後の対策が示された。

- ⑬ CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を産官民一体となって実施してきたが、2000年末までにB級以上の事故を撲滅するという現行の保安高度化目標は、達成できなかった。

しかし、消費者保安を確保し、事故の撲滅を達成するためには、引き続き事故状況等の分析に基づいた対策を適切に講ずることが重要であり、今後とも実効性のある対策を柱とする保安高度化対策の一層の充実を図る必要があることから、CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策のそれぞれについて、目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むこととした「保安高度化プログラム」（「5. LPガス事故防止対策・施策」参照）が提言された。

- ⑭ 2001年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生した（前年0件）。バルク貯槽の過充填による事故が2件、水銀の腐食による空温式気化器からの漏えい事故が2件、メンテナンス時における気化器内の調整器ダイヤフラム取り付けミスによる事故が1件、埋設管（供給管）の工事ミスによる事故が1件であった。
- ⑮ 2003年は、バルク供給（充てん設備、バルク貯槽及び附属機器等に限る）に係る事故が6件発生して（前年2件）、負傷者が伴う事故も初めて発生した（液状のLPガスを浴びたために凍傷となった）。
- ⑯ 2004年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生して（前年6件）、B級事故が初めて発生した（充てんホースの安全継手離脱後の対応ミスによる爆発火災）。
- ⑰ 2005年は、雪害による機器の損傷が24件発生し、前年より21件と大幅に増加した。
- ⑱ 2006年は、雪害による機器の損傷等が80件発生（前年比56件増）し、過去26年

間で最も多い件数となった。また、ＬＰガス事故の統計を取り始めてから、初めて死者０人となった。なお、事故発生から１０日後に亡くなるという事故が１件あった。

⑲ ２００７年は、雪害による事故が１件発生（前年比７９件減）したものの、販売事業者による事故は６５件発生（前年比３７件増）し、一般消費者による事故は６６件発生（前年比４３件増）した。

⑳ ２００８年は、２３４件の事故が発生し、前年のほぼ同程度の事故件数となった。一般消費者による事故が７７件発生し、前年比１１件増加した。

㉑ ２００９年は、１８５件の事故が発生し、前年より減少したものの、傷者は１４８人となり前年比６９人の増加、Ｂ級事故が８件発生し前年より４件の増加となった。

また、ＣＯ中毒が１４件発生し、死者３人、症者８５人となった。（うち業務用厨房で１３件発生し、死者３人、症者８４人）

㉒ ２０１０年は、２０４件の事故が発生し、前年より１９件増加したものの、傷者は８３人と６５人減少した。

㉓ ２０１１年は、２２７件の事故が発生し、前年より２３件増加し、傷者は８８人と５人増加した。

㉔ ２０１２年は、２６０件の事故が発生し、前年より３３件増加したものの、傷者は８５人と３人減少した。

㉕ ２０１３年は、２１０件の事故が発生し、前年より５０件減少し、傷者は５２人と３３人減少した。

㉖ ２０１４年は、１８７件の事故が発生し、前年より２３件減少したものの、傷者は７６人と２４人増加した。

㉗ ２０１５年は、１８２件の事故が発生し、前年より５件減少し、傷者は６０人と１６人減少したが、死者が２名発生した。

㉘ ２０１６年は、１４０件の事故が発生し、前年より４２件減少し、傷者は５２人と８人減少した。死者は２００６年以来１０年ぶりのゼロであり、２０２１年時点の目標（死亡者ゼロ、負傷者２５人未満）に達するものとなった。

㉙ ２０１７年は、１９５件の事故が発生し、前年より５５件増加し、傷者は５０人と２人減少した。死者は２年連続のゼロであり、２０１６年に引き続き２０２１年時点の目標（死亡者ゼロ、負傷者２５人未満）に達するものとなった。（図－１）（表－１９）

㉚ ２０１８年は、２１２件の事故が発生し、前年より１７件増加し、死者が１人となった。負傷者は４６人と、４人減少し、液化石油ガス保安法が公布された１９６７年以降最も少ない数となった。

㉛ ２０１９年は、２０３件の事故が発生し、前年より９件減少し、死者０人、負傷者３２人となった。また、ＣＯ中毒事故は０件となり、負傷者数とともに液化石油ガス法が公布された１９６７年以降最も少ない数となった。

㉜ ２０２０年は、１９８件の事故が発生し、前年より５件減少し、死者１人、負傷者２９人

となった。また、ＣＯ中毒事故は０件となり、2019年に続き、負傷者数とともに液化石油ガス法が公布された1967年以降最も少ない数となったが、一方で、1996年以降24年ぶりにＡ級事故（死者１人、負傷者数19人、被害見積額約12億円）が発生した。

③③ 2021年は、220件の事故が発生し、前年より22件増加し、死者１人、負傷者21人となった。また、ＣＯ中毒事故は０件となり、2019年、2020年に続き、負傷者数とともに液化石油ガス法が公布された1967年以降最も少ない数となった。

③④ 2022年は、261件の事故が発生し、前年より41件増加し、死者０人、負傷者26人となった。

5. LPガス事故防止対策・施策

1995年1月の「LPガス保安対策の在り方研究会中間報告」においては、「保安高度化目標」の1つとして「2000年末までに、B級以上の事故を撲滅すること及び一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築すること」が提言され、また、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会報告」においても同目標が提言されている。さらに1997年9月に同部会に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故総合保安対策」を決定し、この保安対策の一環として、同年10月から1999年9月末日まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。1998年5月に第2回同分科会を開催し、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の自主点検・調査等を実施している。

2000年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、「燃焼器具交換誘導事業」及び「埋設管点検事業」が引き続き実施された。

また、2000年12月20日に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会が開催され、以下の「保安高度化プログラム」が提言された。

2015年3月13日に液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安の維持・確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から、液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主保安活動を実施する際の指針として活用することを要請している「平成27年度液化石油ガス保安対策指針の策定について」が定められ、2020年時点の目標として、死亡者をゼロ、負傷者25人未満を目指すことが掲げられた。

また、2020年においても3月31日に「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」（20200323保局第1号）が定められ、2015年の同指針から引き続き2020年時点の目標が掲げられている。

2021年4月1日に、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会は、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス高度化計画2030」を策定し、公表した。2030年時点において液化石油ガス事故全体で、年間の死亡事故0～1件未満。人身事故25件未満を達成目標とした。

○ 保安高度化プログラム

可及的速やかにB級事故を撲滅するとともに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築することが必要であり、このため、次に掲げる対策についてそれぞれの目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むべきである。

なお、保安高度化プログラムについては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じ見直しを行うこととする。

1. CO中毒事故防止対策

CO中毒事故の多くは、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器又はふろがまの排気筒の不具合等により発生していることから、不完全燃焼防止装置に関する対策及び排気筒の不具合を防止する対策を充実する必要がある。

(1) 燃焼器具等の交換の徹底

不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具等に対する交換誘導事業を引き続き推進することとし、2002年度中に燃焼器具等の交換を完了することを目指す。

(2) 排気筒等の材料基準の見直しの検討

現在、ふろがま等に設置される排気筒又は給排気部については、再使用する場合は、み材料に関する基準を設けているが、新設時の材料に関する基準の設定について、2001年度中を目途に検討を行う。また、構造的に排気筒等の取り替えが不可能な場合は、CO警報器等の設置の促進を図る。

(3) その他

CO中毒事故を防止するため、保安確保機器等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

2. 埋設管事故防止対策

特定施設（集合住宅、学校、病院等）における腐食等による事故が依然として多く発生していることから、これら施設を対象とした埋設管の点検等維持管理の徹底等の対策を充実する必要がある。

(1) 埋設管の点検等維持管理の徹底

重大な事故につながりやすい集合住宅、学校、病院等について自主点検・調査を引き続き推進し、2001年度中を目途に全ての対象施設の点検調査を完了することを目指す。点検調査の結果、腐食等が認められた場合は、保安確保に万全を期すため、将来の事故予防の観点から、交換又は漏えい検知装置の設置などを推進する。

(2) 埋設管の点検方法の見直し

埋設管の点検をより確実なものとするため、腐食測定装置を用いるより簡便な点検方法等を技術基準上の例示基準に追加すべく2001年度中を目途に検討を行う。

(3) その他

埋設管事故を防止するため、埋設管寿命予測等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

安全器具では防止できないヒューマンエラーが多数発生していることから、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策として消費者操作ミス防止、工事ミス防止、設備の維持・管理の3分野において対策を充実する必要がある。

(1) 消費者操作ミスに係る事故防止対策

消費者操作ミスに係る事故を防止するため、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、消通に検討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関する規定の整備等技術基準の見直しを2001年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

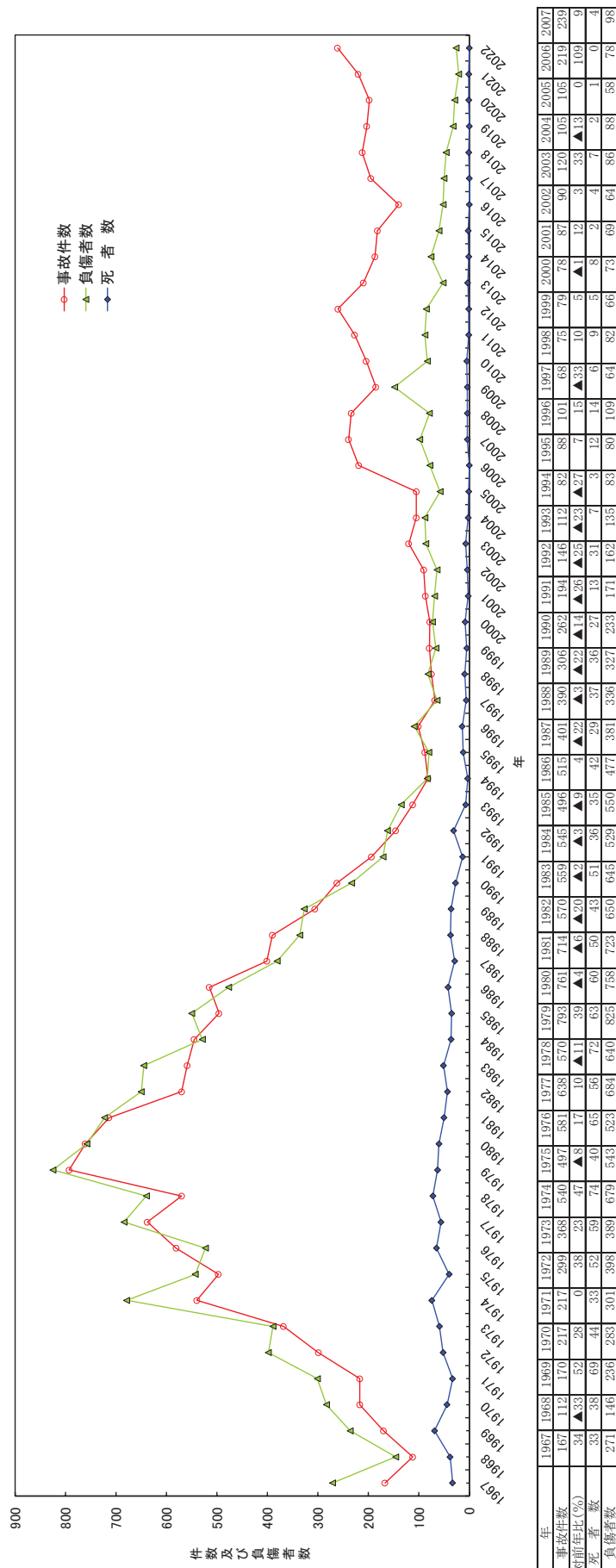
(4) その他

ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。消費者と直結した保安啓発活動の方策を2002年度中を目途に整備する。

具体的には、各都道府県エルピーガス協会に置かれている消費者相談員、保安専門技術者、有識者等と消費者との間で、インターネット等の通信手段を活用するなど双方向の情報ネットワークを構築し、消費者に対する適切な情報やアドバイスの提供、保安に関する意見交換等を通じ、消費者の保安意識の一層の高揚等を図る。

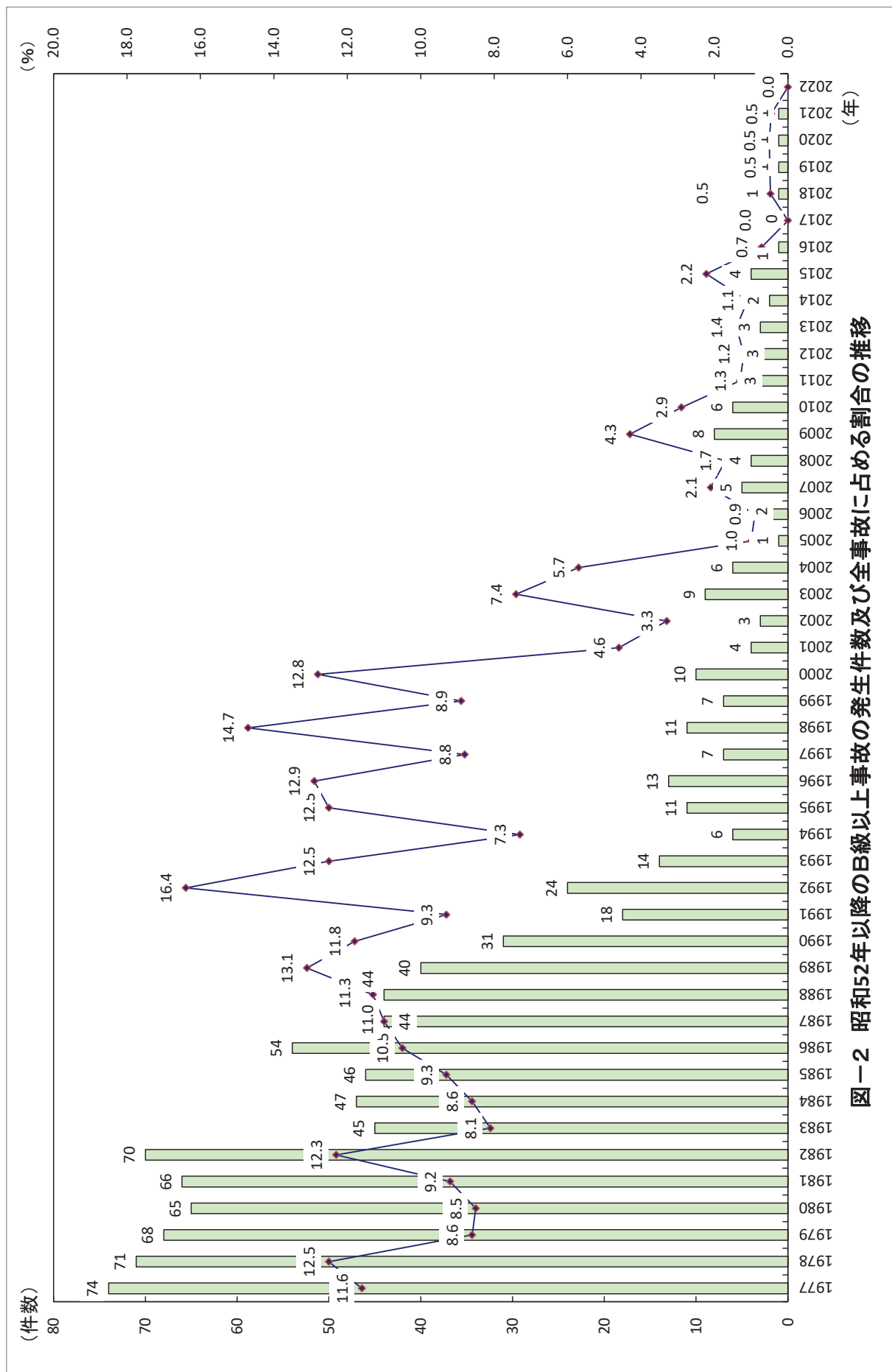
また、高齢化社会に対応した保安確保の在り方について、2002年度中を目途に検討を行う。

なお、2001年度以降の主要なLPガス事故防止対策・施策については、表-19を参照。



年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
事故件数	234	185	204	227	260	210	187	182	140	195	212	203	198	220	261
対前年比(%)	▲2	▲21	10	11	15	▲19	▲11	▲3	▲23	39	9	4	▲2	11	19
死者数	4	4	5	1	1	3	1	2	0	0	1	0	1	1	0
負傷者数	79	143	83	88	85	52	76	60	52	50	46	32	29	21	26

図一1 年別事故件数及び死傷者数の推移



図一2 昭和52年以降の日級以上事故の発生件数及び全事故に占める割合の推移

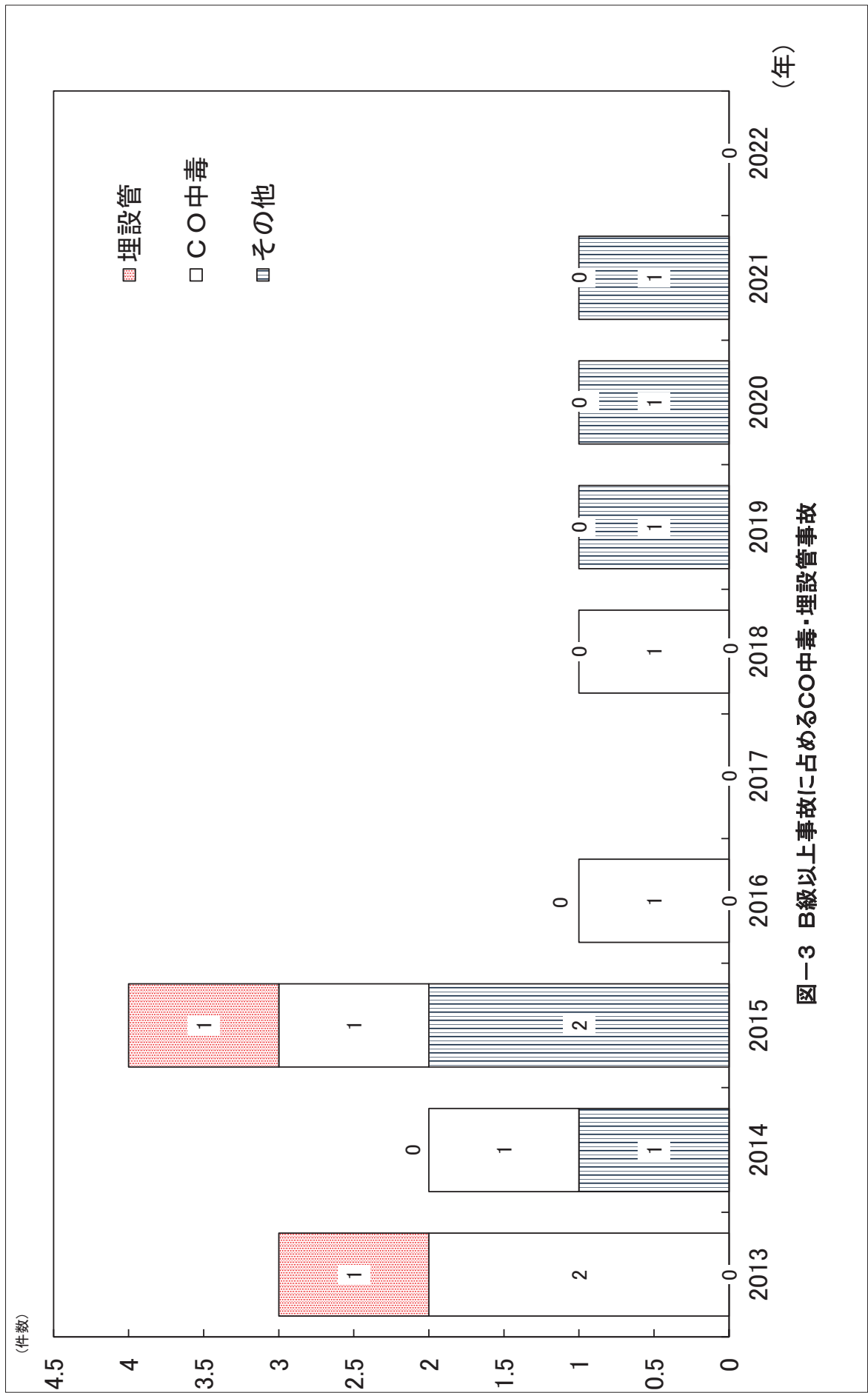


図-3 B級以上事故に占めるCO中毒・埋設管事故

表－１ Ｂ級以上事故の現象別件数及び死者数

現 象	年	2013		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022	
		件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
Ｃ Ｏ 中 毒		2	2	1	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
漏洩爆発(火災)		-	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	-	-	-
内埋設管		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(酸欠等)		1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内埋設管		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		3	3	2	1	4	2	1	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0

表－２　Ｂ級以上事故の漏洩等発生箇所別件数

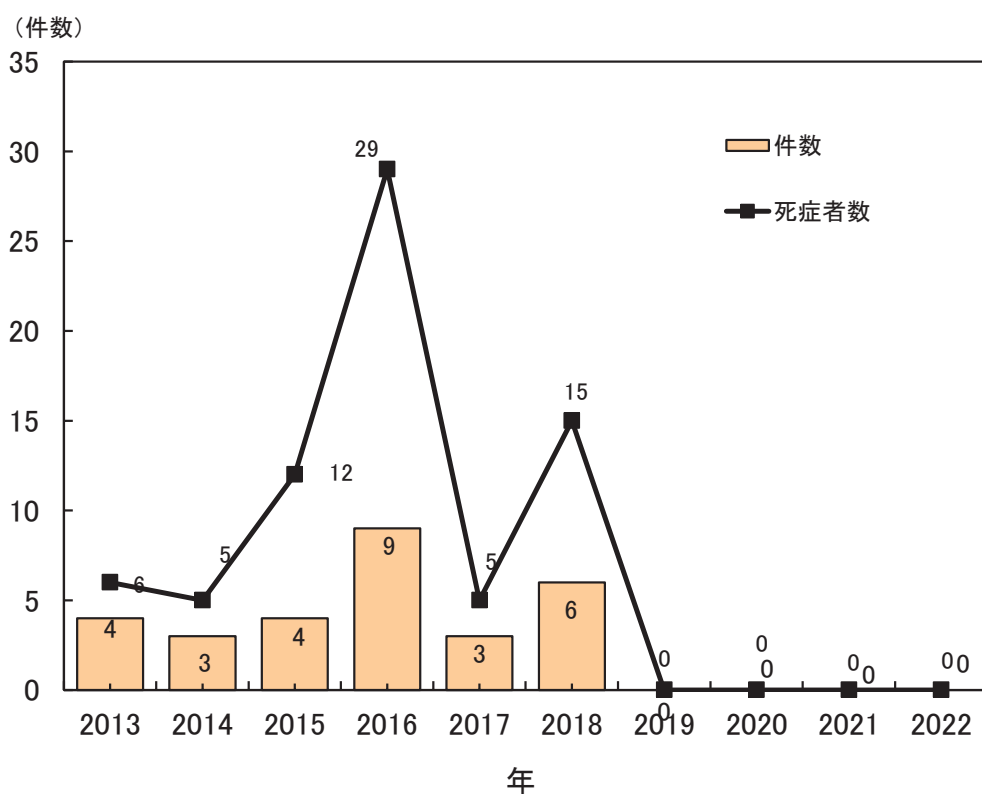
項目	年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
容　　器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
容器バルブ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
充てん設備		－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
調　整　器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ヘッダー		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高圧ホース		－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
ガスメーター		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他機器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
供　給　管		1	－	1	－	－	－	－	－	－	－
	内埋設管	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－
配　　管		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	内埋設管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
末端ガス栓		－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
室内ゴム管		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
こ　ん　ろ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
炊　飯　器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
レ　ン　ジ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
オーブン		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
瞬間湯沸器		－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
ふろがま		1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
ストーブ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業務用燃焼器		1	－	1	1	－	－	－	－	－	－
その他の燃焼器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ　の　他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不　　明		－	－	1	－	－	－	－	1	1	－
合　　計		3	2	4	1	0	1	1	1	1	0

表－３ 消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

年 項目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全事故件数	210	187	182	140	195	212	203	198	220	261
消費設備に係る 事故件数	109	96	99	61	108	109	111	87	90	114
消費設備に係る 安全器具設置先 事故発生件数	41	27	32	31	43	55	58	44	54	61
うち B級事故件数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
うち CO中毒事故 件数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0

表－4 CO中毒事故（酸欠事故は除く）年別事故件数及び死症者数

年 項 目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
件 数	4	3	4	9	3	6	0	0	0	0
内B級以上事故	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0
死 者（人）	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0
症 者（人）	4	4	12	29	5	14	0	0	0	0
内B級以上事故	1	0	7	15	0	0	0	0	0	0



図－4 CO中毒事故の年別件数及び死症者数

表－５　CO中毒事故の燃焼器具別発生件数

燃焼器具		年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合 計
瞬間湯沸器	開放式		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1 (3.4)
	CF式		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (3.4)
	FF式		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1 (3.4)
	RF式		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2 (6.9)
	計		0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	5 (17.2)
ふろがま	CF式		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (3.4)
	BF式		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
	RF式		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (3.4)
	型式不明		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1 (3.4)
	計		1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3 (10.3)
ストーブ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
その他 (業務用燃焼器等)			3	1	3	7	2	5	0	0	0	0	21 (72.4)
合 計			4	3	4	9	3	6	0	0	0	0	29 (100.0)

表－6 CO中毒事故の燃焼器具別原因別件数
(2013年～2022年)

原因		排 気 設 備 等							燃焼状態等		そ の 他	不 明	合 計
		排気筒未設置	鳥の巣等による閉塞	ずれ・外れ又は腐食等	排気ファンの電源切り等	排気筒不良（基準不適合）等	排気筒トップ異常（逆設置等）	屋内設置（R F 式）	長時間使用・換気不良	燃焼器具不良			
燃 焼 器 具													
瞬 間 湯 沸 器	開放式 (5号以下)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	C F 式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	F F 式	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	R F 式	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
	計	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	5
ふ ろ が ま	C F 式	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	R F 式	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	型式不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
ストーブ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 (業務用燃焼器等)		0	1	0	5	0	0	0	8	2	3	2	21
合計		0	1	0	5	0	0	2	9	4	6	2	29

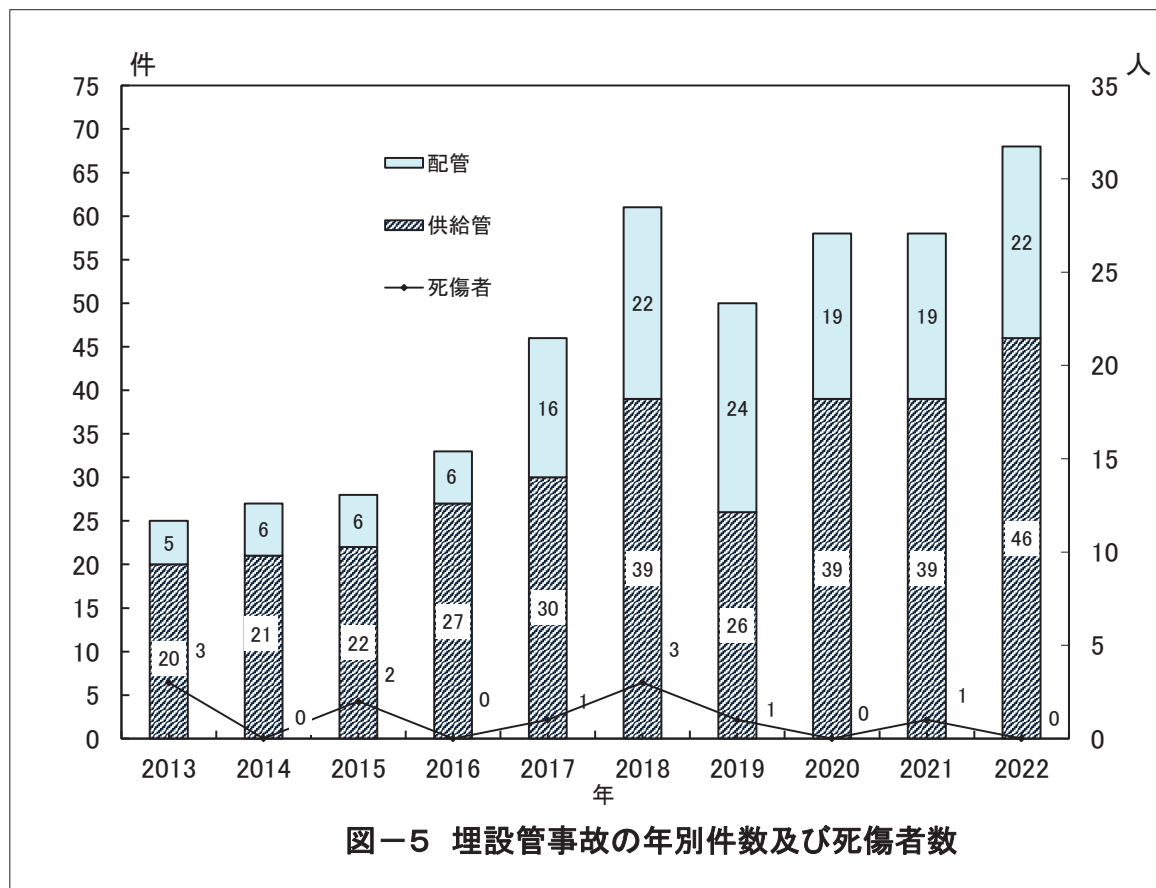
表－７　ＣＯ中毒事故の燃焼器具別件数、死症者数及び１件当たりの死症者数
(2013年～2022年)

件数・死症者数 燃焼器具		件 数	死症者数		1件当たりの死症者数		
			死者	症者	死者	症者	死症者
瞬間湯沸器	開放式 (5号以下)	1	1	0	1.00	0.00	1.00
	C F 式	1	0	1	0.00	1.00	1.00
	F F 式	1	0	1	0.00	1.00	1.00
	R F 式	2	0	6	0.00	3.00	3.00
	計	5	1	8	0.20	1.60	1.80
ふろがま	C F 式	1	1	0	1.00	0.00	1.00
	R F 式	1	1	0	1.00	0.00	1.00
	型式不明	1	0	1	0.00	1.00	1.00
	計	3	2	1	0.67	0.33	1.00
ストーブ		0	0	0	0.00	0.00	0.00
その他 (業務用燃焼器等)		21	1	59	0.05	2.81	2.86
合計		29	4	68	0.14	2.34	2.48
CO中毒事故以外の 爆発・火災事故等		1979 (261)	5 (0)	376 (26)	0.00 (0.00)	0.19 (0.10)	0.19 (0.10)
全 事 故		2008 (261)	9 (0)	444 (26)	0.00 (0.00)	0.22 (0.10)	0.23 (0.10)

注) ()内は2022年の件数及び死症者数(内数)並びに1件当たりの死症者数

表－８ 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

項 目	年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
件 数		25	27	28	33	46	61	50	58	58	68
うちB級事故		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
死 者（人）		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
傷 者（人）		2	0	1	0	1	3	1	0	1	0
うちB級事故		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



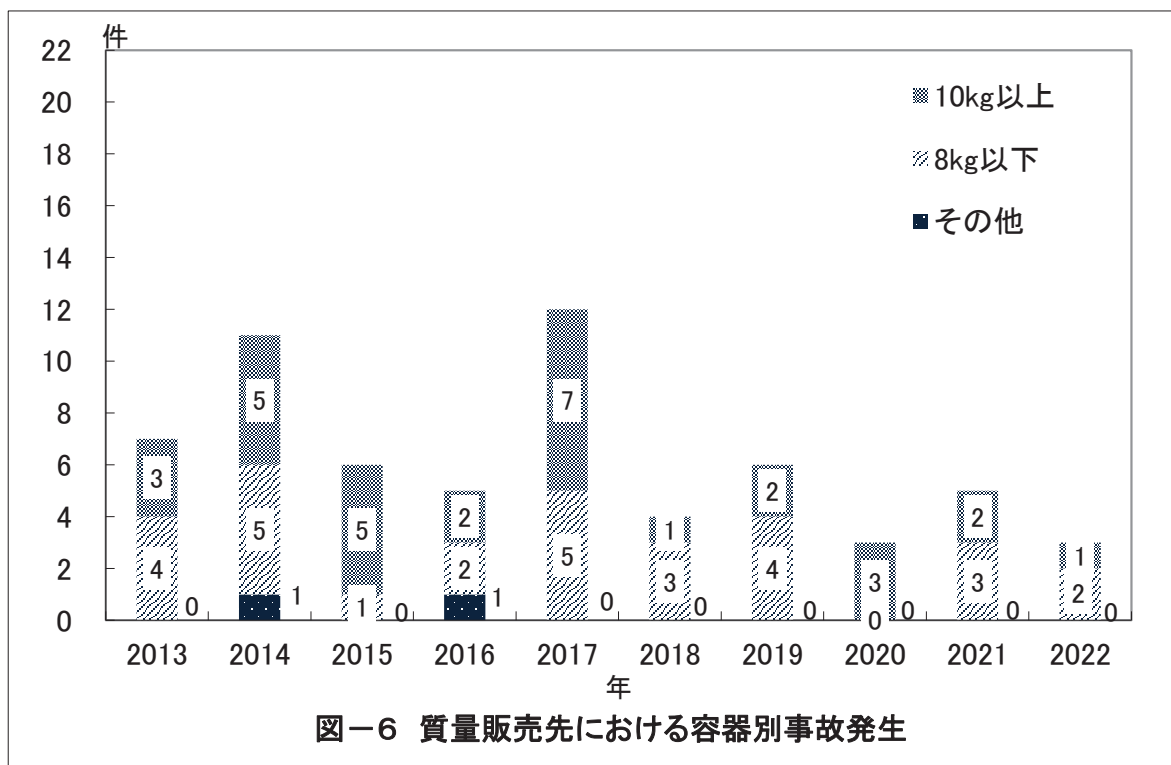
表－９ 埋設管に係る年別漏えい等発生箇所別原因別件数

		年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
漏えい等 発生箇所	漏洩原因												
供 給 管	損 傷		18	13	16	23	24	32	25	34	36	43	264
		他工事業者	13	10	12	21	23	29	24	29	34	39	234
		消費者による	0	0	0	2	1	1	0	3	2	2	11
		地 盤 沈 下	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	5
		そ の 他	5	2	3	0	0	1	0	1	0	2	14
	腐 食 ・ 劣 化		2	6	4	4	6	7	1	5	1	3	39
	そ の 他		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		工事中酸欠	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		そ の 他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	不 明		0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4
	計		20	21	22	27	30	39	26	39	39	46	309
配 管	損 傷		2	4	0	6	6	14	19	12	15	17	95
		他工事業者	1	4	0	6	5	10	16	9	14	14	79
		消費者による	0	0	0	0	0	3	1	3	1	3	11
		地 盤 沈 下	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
		そ の 他	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
	腐 食 ・ 劣 化		2	2	6	0	10	8	5	6	3	5	47
	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 明		1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
	計		5	6	6	6	16	22	24	19	19	22	145
合 計	損 傷		20	17	16	29	30	46	44	46	51	60	359
		他工事業者	14	14	12	27	28	39	40	38	48	53	313
		消費者による	0	0	0	2	1	4	1	6	3	5	22
		地 盤 沈 下	0	1	1	0	0	2	2	1	0	0	7
		そ の 他	6	2	3	0	1	1	1	1	0	2	17
	腐 食 ・ 劣 化		4	8	10	4	16	15	6	11	4	8	86
	そ の 他		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		工事中酸欠	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		そ の 他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	不 明		1	2	0	0	0	0	0	1	3	0	7
	合 計		25	27	28	33	46	61	50	58	58	68	454

表－10 質量販売先における事故発生件数

項目 \ 年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
件 数	7 (0)	11 (1)	6 (1)	5 (0)	12 (0)	4 (0)	6 (1)	3 (0)	5 (0)	3 (0)
50kg容器	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0
20kg容器	0	2 (1)	3 (1)	0	0	0	1	1	1	0
10kg容器	1	2	2	2	5	1	1 (1)	2	1	1
8kg容器	0	4	1	1	2	3	1	0	2	1
5kg容器	4	1	0	1	2	0	3	0	1	1
2kg容器	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0

() 内はB級事故で内数



表－11 原因者別事故件数

原因者 \ 年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
一般消費者等	77	59	60	45	54	68	56	39	48	55
一般消費者等及び 販売事業者	3	6	4	0	3	2	2	9	5	7
販売事業者	25	16	29	24	29	21	34	33	21	53
設備工事事業者及び 販売事業者等	3	3	0	2	0	0	0	0	0	1
保安機関及び 販売事業者等	1	5	3	1	6	7	7	7	11	9
配送センター及び 販売事業者等	2	0	0	0	1	0	1	4	2	1
設備工事事業者	5	3	2	2	11	3	1	3	3	5
充てん事業者	1	1	0	2	1	0	0	0	3	1
配送センター	1	2	0	4	6	3	1	3	7	1
器具メーカー	3	1	4	3	1	3	5	14	11	5
自然災害（雪害等）	40	40	34	8	12	34	9	1	21	27
その他	31	34	32	36	54	59	62	61	70	78
他工事事業者	18	19	16	34	49	48	58	54	64	72
動物（ねずみ等）	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1
その他	13	14	15	2	5	11	3	6	6	5
不明	18	17	14	13	17	12	25	24	18	18
合計	210	187	182	140	195	212	203	198	220	261

表－12 年別・建物用途別事故件数

年 項 目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
一 般 住 宅	77	71	77	44	65	89	72	84	85	129
共 同 住 宅	54	48	35	40	55	50	50	59	68	58
旅 館	2	2	0	2	6	1	3	3	1	2
飲 食 店	39	23	26	14	28	24	31	18	23	32
学 校	5	4	5	7	11	8	7	8	2	8
病 院	3	1	2	2	1	1	1	2	2	4
工 場	2	1	3	2	3	3	1	2	3	1
事 務 所	0	5	1	3	3	7	5	5	5	3
道路下(側溝含む)	4	2	3	4	3	2	4	0	3	1
そ の 他	24	30	30	22	20	27	29	17	28	23
合 計	210	187	182	140	195	212	203	198	220	261

表－13 現象別事故件数

年 項 目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
漏 え い	113	98	102	85	114	148	148	148	168	203
漏えい爆発(火災)	48	59	43	27	43	33	26	19	25	30
火災(爆発を除く)	43	27	31	19	35	24	29	31	27	28
CO中毒・酸欠	6	3	6	9	3	7	0	0	0	0
合 計	210	187	182	140	195	212	203	198	220	261

表－14 漏えい等発生箇所別事故件数

項目 \ 年		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
供給設備	容 器	4	4	3	3	4	0	6	5	7	10
	容 器 バルブ	2	3	1	8	4	1	4	1	3	2
	高 圧 ホース	15	9	12	7	15	8	8	17	22	20
	ヘ ッ ダ ー	2	0	2	2	1	1	2	0	1	1
	調 整 器	31	20	20	9	13	21	11	25	26	21
	バルク貯槽	1	9	4	3	2	4	3	4	2	5
	供 給 管	43	45	36	38	40	52	42	47	56	76
	内埋設管	20	21	22	27	31	39	26	39	39	46
	ガスメーター	1	0	2	6	7	11	8	7	6	5
	その他機器	0	0	0	2	0	2	7	4	1	5
計		99	90	80	78	86	100	91	110	124	145
消費設備	配 管	17	24	26	10	39	46	54	42	42	60
	内埋設管	5	6	6	6	16	22	24	19	19	22
	末端ガス栓	11	10	11	5	11	13	13	12	11	8
	金属フレキ管	5	7	6	5	7	1	4	2	3	4
	低圧ホース	9	0	4	2	2	5	1	4	3	2
	室内ゴム管	7	5	12	3	4	5	4	2	4	9
	こ ん ろ	3	9	3	3	4	3	2	0	0	4
	炊 飯 器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	レ ン ジ	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2
	オーブン	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	瞬間湯沸器	2	3	3	4	7	2	3	1	5	6
	ふろがま	20	14	12	8	7	13	6	11	7	7
	ストーブ	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0
	業務用燃焼器	29	23	19	20	23	21	18	9	9	8
	その他の燃焼器	2	0	1	0	1	0	1	0	0	1
	そ の 他	0	0	2	0	2	0	3	3	1	3
計		109	96	99	60	109	109	111	87	88	114
充てん設備		0	0	0	0	0	1	0	0	3	0
そ の 他		0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
不 明		2	1	2	2	0	2	1	1	3	2
合 計		210	187	182	140	195	212	203	198	220	261

表－15 原因別事故件数

年 項目		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
接 続 不 良		12	14	20	21	30	16	24	25	23	26
腐 食 ・ 損 傷		68	56	58	54	87	105	100	97	111	133
故 障 ・ 不 具 合		3	1	7	5	7	6	15	22	12	7
誤 操 作	未使用末端閉止弁	10	6	8	2	7	11	6	8	5	4
	燃焼器具未設続	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1
燃焼器具の過熱		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
燃 焼 器 具	点 火 ミ ス	36	33	21	16	16	17	16	13	12	12
	立 消 え	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0
弁・栓等不完全閉止、 閉め忘れ		8	6	5	8	11	7	11	6	9	5
給 排 気 設 備 不 良		0	1	0	4	0	0	0	0	1	0
燃焼不良及び換気不良		4	2	2	5	3	5	0	0	0	0
雪 害 等 の 自 然 災 害		40	40	34	8	12	34	8	1	21	44
そ の 他		12	13	15	8	11	4	13	10	13	13
不 明		16	14	11	8	8	5	9	16	13	16
計		210	187	182	140	195	212	203	198	220	261

表－16 年別漏えい等発生箇所別原因別件数

(1) 供給設備関係

漏えい等発生箇所		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
容 器	原 因											
	損 傷	2	2	0	0	0	0	0	1	4	1	10
	腐食・劣化	2	1	1	2	1	0	2	2	2	1	14
	その他、不明	0	1	2	1	3	0	4	2	1	8	22
計		4	4	3	3	4	0	6	5	7	10	46
容器バルブ	機器等接続不良	0	0	1	4	0	1	1	0	2	0	9
	損 傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	バルブ閉め忘れ、 不完全閉止	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	5
	その他、不明	2	3	0	4	1	0	3	0	0	1	14
	計	2	3	1	8	4	1	4	1	3	2	29
高圧ホース	機器等接続不良	2	3	4	3	7	4	3	12	15	6	59
	損 傷	9	3	3	0	5	3	3	3	4	12	45
	腐食・劣化	2	0	0	0	2	1	0	0	1	2	8
	その他、不明	2	3	5	1	1	0	2	2	2	0	18
	計	15	9	12	4	15	8	8	17	22	20	130
調 整 器	接続不良	0	1	1	2	5	1	3	5	1	4	23
	損 傷	26	17	17	5	5	14	1	2	12	12	111
	腐食・劣化	2	2	0	1	0	3	1	3	0	1	13
	故 障	1	0	0	1	1	0	6	12	10	4	35
	その他、不明	2	0	2	0	2	3	0	3	3	0	15
	計	31	20	20	9	13	21	11	25	26	21	197
バルク貯槽	弁開放等	1	3	2	0	1	2	0	2	1	2	14
	工事ミス	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	4
	その他、不明	0	6	1	2	1	2	2	2	1	2	19
	計	1	9	4	3	2	4	3	4	2	5	37
供 給 管	埋 設	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		損 傷	18	15	17	23	27	32	25	33	37	270
		腐食・劣化	2	5	4	4	4	7	1	5	2	37
		その他、不明	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3
		計	20	21	22	27	31	39	26	39	46	310
	露 出・その他	接続不良	1	2	3	2	2	0	2	0	2	14
		損 傷	19	21	8	9	6	11	7	6	13	123
		腐食・劣化	2	0	3	3	1	2	7	2	4	28
		その他、不明	1	1	0	1	0	0	0	0	1	4
		計	23	24	14	15	9	13	16	8	17	169
	小 計		43	45	36	42	40	52	42	47	56	479
ガスメーター	機器等接続不良	損 傷	0	0	1	1	1	9	3	1	2	21
		腐食・劣化	1	0	1	1	0	0	1	1	2	9
		その他、不明	1	0	1	1	0	0	1	1	2	9
	計		1	0	2	6	7	11	8	7	6	53
そ の 他		2	0	2	4	1	3	9	4	2	6	33
合 計		99	90	80	79	86	100	91	110	124	145	1004

(2)消費設備関係

年		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
漏えい等発生箇所		原因										
配管	埋設	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		腐食・劣化	2	2	5	0	5	8	5	6	4	42
		その他、不明	3	4	2	6	11	14	19	13	15	104
		計	5	6	7	6	16	22	24	19	19	146
	露出・その他	接続不良	0	1	0	1	1	1	1	0	1	10
		損傷	4	10	14	0	12	19	17	12	11	123
		腐食・劣化	5	3	3	2	5	4	9	10	10	60
		その他、不明	3	4	2	0	5	0	3	1	1	20
		計	12	18	19	3	23	24	30	23	23	213
	小計		17	24	26	9	39	46	54	42	42	359
末端ガス栓	ゴム管の接続不良	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	5
	未使用側の膜開放	9	5	7	3	7	11	5	8	5	4	64
	弁の不完全閉止等	1	0	1	0	1	0	2	0	0	2	7
	その他、不明	1	4	2	2	3	2	6	3	5	2	30
	計	11	10	11	6	11	13	13	12	11	8	106
金属フレキ	損傷	1	1	2	2	1	0	0	1	1	2	11
	接続不良	2	2	2	2	3	0	2	0	1	0	14
	腐食・劣化	2	3	2	1	3	1	2	0	1	2	17
	その他、不明	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	計	5	7	6	5	7	1	4	2	3	4	44
低圧ホース	接続不良	2	0	1	2	2	4	0	2	2	2	17
	劣化	1	0	2	0	0	0	1	1	1	0	6
	器具未接続	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他、不明	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6
	計	9	0	4	2	2	5	1	4	3	2	32
ゴム管	接続不良	0	3	6	0	2	3	1	1	0	3	19
	損傷	2	1	2	3	1	1	1	0	0	2	13
	腐食・劣化	2	0	1	0	1	1	0	0	2	4	11
	器具未接続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他、不明	3	1	3	0	0	0	2	1	2	0	12
	計	7	5	12	3	4	5	4	2	4	9	55
燃焼器具	こんろ	点火ミス、立消え	2	4	2	1	0	0	0	0	0	9
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		過熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他、不明	1	5	1	2	4	3	2	0	2	20
		計	3	9	3	3	4	3	2	0	4	31
	瞬間湯沸器	給排気設備不良	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
		燃焼不足、換気不良	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3
		点火ミス、立消え	0	1	0	0	1	0	1	1	0	4
		その他、不明	2	1	2	1	6	1	3	0	4	26
		計	2	3	3	4	7	2	3	1	5	36
	ふろがま	給排気設備不良	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3
		点火ミス、立消え	14	12	10	8	5	12	6	10	6	89
		過熱	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他、不明	5	1	2	0	1	1	0	1	0	12
		計	20	14	12	8	7	13	6	11	7	105
	ストーブ	給排気設備不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		点火ミス、立消え	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他、不明	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
		計	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4
	業務用燃焼器具		29	23	19	20	23	21	18	9	9	179
	その他		6	0	1	0	2	0	2	1	2	17
	小計		60	50	38	35	44	39	32	22	24	372
その他			0	0	2	0	2	0	3	3	1	13
合計			109	96	99	60	109	109	111	87	88	981

(3) その他、不明等

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合 計
充てん設備	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4
そ の 他	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3
漏洩発生箇所等不明なもの	2	1	2	1	0	2	1	1	3	2	15

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合 計
総 合 計											
事故発生件数 (件)	210	187	182	140	195	212	203	198	220	260	2007
死 者 数 (人)	3	1	2	0	0	1	0	1	1	0	9
負 傷 者 数 (人)	52	76	60	52	50	46	32	29	21	26	444
(参考)死者・負傷者事故発生件数(件)	45	51	36	27	40	30	21	11	21	22	304
漏えい	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	7
漏えい爆発(火災)	24	38	21	16	25	16	15	6	13	14	188
火災(爆発を除く)	15	9	8	1	11	7	6	4	7	7	75
CO中毒・酸欠	6	3	6	9	3	7	0	0	0	0	34
(参考)死者・負傷者人数(人)	55	77	62	52	50	47	32	30	22	26	453
漏えい	0	1	1	1	1	0	0	1	1	3	9
漏えい爆発(火災)	30	50	38	21	29	23	24	25	14	16	270
火災(爆発を除く)	17	21	8	1	15	7	8	4	7	7	95
CO中毒・酸欠	8	5	15	29	5	17	0	0	0	0	79

表－17 都道府県別事故件数及び消費世帯百万戸当たりの事故件数

経済局	年	2017	2018	2019	2020	2021	5年間 平均 2017～ 2021	2022	消費者戸数	2017	2018	2019	2020	2021	5年間 平均 2017～ 2021	2022
	県 別															
北海道	北海道	9	22	17	9	16	14.6	29	1,436,249	6.2	10.8	5.6	11.0	11.1	8.9	20.2
東 北	青 森	2	3	0	0	0	1.0	0	428,924	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
	秋 田	1	1	2	3	5	2.4	10	236,026	4.9	9.9	14.9	19.9	21.2	14.2	42.4
	岩 手	2	1	0	1	7	2.2	7	404,690	8.3	0.0	3.2	16.9	17.3	9.2	17.3
	山 形	4	5	4	1	4	3.6	6	293,172	12.6	12.5	4.2	13.5	13.6	11.3	20.5
	宮 城	4	2	3	3	2	2.8	4	556,164	5.0	3.3	2.2	3.6	3.6	3.6	7.2
	福 島	10	13	6	3	2	6.8	8	524,930	24.2	15.1	7.7	3.6	3.8	10.9	15.2
関 東	栃 木	1	3	3	6	5	3.6	4	509,332	2.9	8.9	18.2	9.4	9.8	9.8	7.9
	茨 城	2	5	2	2	5	3.2	6	708,624	4.7	4.8	4.9	6.9	7.1	5.7	8.5
	千 葉	10	12	7	8	12	9.8	11	697,166	16.8	11.8	17.1	16.8	17.2	16.0	15.8
	埼 玉	12	13	13	18	17	14.6	10	1,208,602	10.3	10.5	13.3	13.9	14.1	12.4	8.3
	群 馬	7	3	5	5	5	5.0	2	508,105	17.0	12.4	10.1	9.3	9.8	11.7	3.9
	東 京	6	9	11	12	7	9.0	6	455,153	1.6	4.8	3.1	15.1	15.4	8.0	13.2
	神奈川	21	23	28	23	16	22.2	19	994,364	22.4	32.0	20.8	14.6	16.1	21.2	19.1
	新 潟	4	9	5	4	6	5.6	6	243,198	15.7	15.9	16.2	20.0	24.7	18.5	24.7
	長 野	6	3	4	9	4	5.2	12	626,848	5.6	7.4	14.8	6.2	6.4	8.1	19.1
	山 梨	2	1	1	1	2	1.4	1	279,144	10.9	0.0	4.7	7.0	7.2	6.0	3.6
	静 岡	5	4	5	4	2	4.0	2	685,614	7.5	7.6	6.1	2.8	2.9	5.4	2.9
中 部	愛 知	5	3	4	5	11	5.6	18	978,526	4.1	3.2	1.6	9.2	11.2	5.9	18.4
	三 重	2	0	0	1	7	2.0	6	476,293	6.0	0.0	3.3	4.1	14.7	5.6	12.6
	岐 阜	7	8	7	9	4	7.0	6	547,977	13.6	19.6	11.7	12.4	7.3	12.9	10.9
	富 山	3	3	0	2	1	1.8	2	235,511	14.3	0.0	9.5	4.2	4.2	6.4	8.5
	石 川	4	2	1	2	2	2.2	1	275,815	15.1	3.8	7.7	3.6	7.3	7.5	3.6

経済局	年 県 別	2017	2018	2019	2020	2021	5年間 平均 2017～ 2021	2022	消費者戸数	2017	2018	2019	2020	2021	5年間 平均 2017～ 2021	2022
近 畿	福 井	0	1	1	3	1	1.2	2	183,545	0.0	6.4	6.6	16.1	5.4	6.9	10.9
	滋 賀	3	3	4	0	4	2.8	5	256,527	16.4	22.4	22.8	0.0	15.6	15.4	19.5
	京 都	2	1	0	1	4	1.6	2	211,259	10.9	0.0	0.0	4.6	18.9	6.9	9.5
	奈 良	4	1	1	3	2	2.2	3	164,441	29.6	7.6	7.7	17.5	12.2	14.9	18.2
	和歌山	4	0	1	3	3	2.2	4	232,517	20.2	5.1	5.3	12.3	12.9	11.2	17.2
	大 阪	7	5	7	7	4	6.0	6	265,575	14.5	14.1	13.3	24.9	15.1	16.4	22.6
	兵 庫	5	3	1	1	7	3.4	9	472,788	8.6	1.7	1.7	2.1	14.8	5.8	19.0
中 国	鳥 取	10	5	5	2	6	5.6	5	137,927	65.8	33.6	34.5	14.1	43.5	38.3	36.3
	岡 山	7	3	5	3	1	3.8	8	463,608	12.7	8.5	8.4	6.4	2.2	7.6	17.3
	島 根	1	0	1	3	6	2.2	2	198,450	5.8	6.0	6.0	14.9	30.2	12.6	10.1
	広 島	3	6	4	12	6	6.2	9	568,877	4.5	6.1	6.3	19.6	10.5	9.4	15.8
	山 口	1	6	4	0	7	3.6	2	309,813	3.2	13.3	12.8	0.0	22.6	10.4	6.5
四 国	徳 島	0	1	1	0	0	0.4	1	212,494	0.0	5.6	5.7	0.0	0.0	2.3	4.7
	香 川	1	0	2	1	1	1.0	0	239,293	4.2	8.6	8.7	4.1	4.2	6.0	0.0
	高 知	2	0	1	0	0	0.6	1	247,177	9.3	4.8	5.2	0.0	0.0	3.9	4.0
	愛 媛	0	2	3	3	2	2.0	4	442,970	0.0	6.0	5.8	6.7	4.5	4.6	9.0
九 州	福 岡	5	6	9	7	10	7.4	5	1,139,081	3.1	7.0	6.8	6.2	8.8	6.4	4.4
	佐 賀	1	3	6	6	2	3.6	3	194,735	5.6	39.0	39.6	30.1	10.3	24.9	15.4
	長 崎	1	4	5	5	0	3.0	6	317,650	4.2	21.3	21.3	15.6	0.0	12.5	18.9
	大 分	0	3	3	2	1	1.8	1	356,212	0.0	10.2	10.3	5.6	2.8	5.8	2.8
	熊 本	3	0	2	0	3	1.6	1	456,350	7.9	5.4	5.6	0.0	6.6	5.1	2.2
	宮 崎	1	2	1	3	2	1.8	5	296,112	3.7	3.8	3.9	10.0	6.8	5.6	16.9
	鹿児島	0	7	6	1	4	3.6	1	483,984	0.0	12.1	12.2	2.0	8.3	6.9	2.1
沖 縄	沖 縄	5	2	2	1	2	2.4	0	591,362	9.2	3.6	3.5	1.7	3.4	4.3	0.0
合 計		195	212	203	198	220	205.6	261	21,753,174	8.4	8.8	9.0	8.9	10.1	9.0	12.0

注) 消費者戸数は、LPガス消費者世帯数 (LPガス事業団広報 2023年1月15日 No.223 (一財)全国LPガス保安共済事業団より)

表一18 所管別事故発生状況

所管 \ 年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
本省	33	20	20	28	38	29	20	24	38	43
保安監督部	49	47	64 (1)	33	73	82 (1)	94	95	99	94
都道府県	126 (3)	117 (2)	97 (3)	77 (1)	79	96	86 (1)	76 (1)	83 (1)	123
所管無記載	2	3	1	2	5	5	3	3	0	1
合計	210 (3)	187 (2)	182 (4)	140 (1)	195 (0)	212 (1)	203 (1)	198 (1)	220 (1)	261 (0)

※1 () 内はB級以上事故

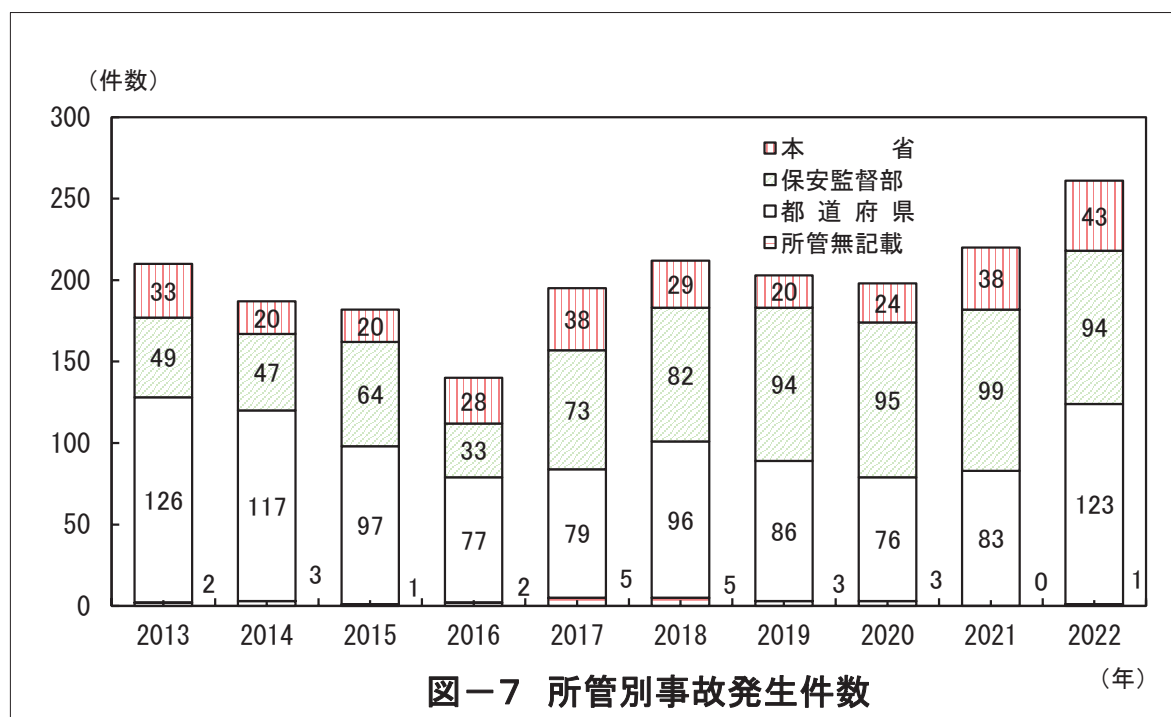


表-19 LPガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等

年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
1967(S.42)	167	33	271	○12月28日、LPガス法公布一高圧ガス取締法から分離し、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等に係る規制を目的として制定
1968(S.43)	112	38	146	○3月1日、LPガス法施行
1969(S.44)	170	69	236	
1970(S.45)	217	44	283	
1971(S.46)	217	33	301	
1972(S.47)	299	52	398	○12月6日、LPガス法規則改正(原則LPガスを体積販売することを義務化)
1973(S.48)	368	59	389	
1974(S.49)	540	74	679	
1975(S.50)	497	40	543	
1976(S.51)	581	65	523	
1977(S.52)	638	56	684	□6月、通商産業省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 □8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申
1978(S.53)	570	72	640	□7月、LPガス設備保安総点検事業の実施(設備改善の期間を含め3年間) ○7月3日、LPガス法改正(周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等)
1979(S.54)	793	63	825	○5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布(特監法)
1980(S.55)	761	60	758	●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名
1981(S.56)	714	50	723	○2月17日、高取法液石則改正(LPガスの着臭濃度強化(臭気感知混入率1/200→1/1000)) ○2月18日、LPガス法規則改正(地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け)
1982(S.57)	570	43	650	●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 ○10月1日、LPガス法省令補完基準改正(材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化) □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」を通達
1983(S.58)	559	51	645	●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でLPガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達
1984(S.59)	545	36	529	○7月3日、LPガス法規則改正(料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化)
1985(S.60)	496	35	550	□7月、「LPガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「LPガス消費者保安月間」と定める
1986(S.61)	515	42	477	□5月、「LPガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うLPガス事故の減少化に関する目標期限(今後 5年間で1/5、10年間で 1/10)を定めた提言一それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 ○12月4日、LPガス法規則改正(移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け)
1987(S.62)	401	29	381	
1988(S.63)	390	37	356	●2月16日及び8月6日、北海道札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気圧が外気の気圧より低くなり、その結果、浴室内に設置されたCF式ふろがまの排気が逆流止めから浴室内に逆流して、ふろがまの不完全燃焼を引き起こしたことによる一酸化中毒が2件発生、共に死者1名(都市ガス事業) ●4月9日、鹿児島県鹿児島市の共同住宅で排気筒に取り付けられた防火ダンパーに起因するCO中毒事故が発生、死者2名 ●6月11日、福島県白河市のゴルフ場クラブハウスにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者3名、軽傷者17名 □7月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛、「ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭素中毒事故防止対策について」を通達 ●7月14日、茨城県那珂郡の高校において埋設管の腐食による爆発事故が発生、重傷者4名、軽傷者5名 □7月27日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について」を通達 □9月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達

年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
1989(H.1)	306	36	327	●6月13日、埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス漏れがあることが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガスが地下ビットに滞留していたことに起因する爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名 □8月25日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について」を通達 □9月20日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達
1990(H.2)	262	27	233	□5月、「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告
1991(H.3)	194	13	171	
1992(H.4)	146	31	162	
1993(H.5)	112	7	13	●5月6日、山梨県忍野村リゾートマンションでCO中毒事故発生、死者7名(簡易ガス事業) ●7月13日、山形県米沢市の雑居ビルにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名、軽傷者9名 □9月、安全器具 100%普及目標達成期限(3年早めた)ー95.2%達成 □12月20日付通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長名で各都道府県液化石油ガス保安担当課長宛「液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の在り方について」を通達 ○12月22日、特監法政令改正(特定ガス消費機器の追加(密閉燃焼式ふろがま等))
1994(H.6)	82	3	83	○10月26日、LPガス法規則改正(排気筒の技術上の基準強化等) ○10月26日、通産省告示制定(使用実績を有する排気筒又は給排気部を再使用する場合の要件)
1995(H.7)	88	12	80	□1月、「LPガス保安対策の在り方研究会」中間報告 □12月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」報告
1996(H.8)	101	14	109	○3月31日、LPガス法改正(LPガス販売事業の許可制を登録制に改正、保安機関制度の創設、バルク供給に関する規制の創設等) ○4月3日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正等) ●12月30日、沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するCO中毒事故が発生死者5名
1997(H.9)	68	6	64	○3月10日、LPガス法規則改正(8年の法改正内容を具体化、供給設備にマイコンメータ(S型)等安全機能付の機器設置の義務化、認定販売事業者に対し、集中監視、保安確保機器の期限管理の義務付け) □9月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会保安高度化分科会」が設置され、CO中毒事故防止総合保安対策を決定した。 □10月、燃焼器具の一斉点検事業を開始(～平成11年9月30日)
1998(H.10)	75	9	82	□5月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、埋設管事故防止対策及びガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を決定した。
1999(H.11)	79	5	66	○3月26日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正) ○8月6日、LPガス法改正(基準・認証制度見直しに伴うLPガス法改正) ○9月30日、LPガス法規則改正(性能規定化、バルク容器を制度化)
2000(H.12)	78	8	73	○8月1日、12月26日LPガス法施行規則の例示基準が制定され、関係基準が廃止された。 ○9月26日、LPガス器具等の技術上の基準等に関する省令改正(基準・認証制度見直しに伴う省令改正) □5月、燃焼器具交換促進事業及び埋設管点検事業を開始(～12月) □12月20日、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、保安高度化プログラムを決定した。
2001(H.13)	87	2	69	□1月、省庁改編に伴い、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課を設置 □4月13日、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長名で各経済産業局、各都道府県液化石油ガス担当課宛及びLPガス関係団体宛に「LPガス保安高度化プログラムの実施について」を通達。 □6月、経済産業省原子力・保安院に「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」が望ましい保安の在り方について基本的な考え方の整理及び保安レベルの維持・向上を図る上で保安規制は如何にあるべきか検討を行うことを目的として設置され、検討が開始された。 ●10月29日、12月11日、沖縄県においてLPガスの供給設備であるペーパライザーに高濃度の水銀を含むLPガスによって不具合が生じ、ガスが漏えいする事故が発生した。(他に11月26日、同様な事故(高圧ガス保安法対象)1件発生)
2002(H.14)	90	4	64	○10月1日、LPガス法規則改正(液化石油ガス中の水銀含有量の基準化、配管等に係る修理の基準化、埋設管(白管及び被覆白管)に係る点検・調査について基準追加、屋外に設置する燃焼器具の排気筒(屋内に設置される部分)の基準化) ○12月27日、例示基準第39節「液化石油ガスの規格」を追加(液化石油ガス中の水銀濃度の規定)
2003(H.15)	120	7	86	○3月31日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(ガス放出防止器等の代替措置の追加、ガス漏れ検知器の代替措置の追加、超音波液面計の追加、貯槽及びバルク貯槽の耐圧試験の改正) ○4月1日、例示基準第21節「貯槽の耐圧試験及び気密試験」の改正、第40節「供給管等の修理」、第41節「地盤面下に埋設した供給管及び配管(垂鉛めっきを施したもの又は垂鉛をめっき施した供給管に防しよくテープを施したものに限る。)の漏えい試験の方法」及び第42節「排気筒等の材料」を追加

年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
2004(H.16)	105	2	88	○4月1日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(1トン以上3トン未満のバルク貯槽に係る保安距離の緩和:第1種保安物件までの保安距離16.97mを7m、第2種保安物件までの保安距離11.31mを7mに短縮) ●8月30日、宮城県において民生用バルクローリーポンプ軸受破損による、充てん作業中の事故が発生した。 ●10月1日、福岡県において充てんホース安全継手離脱後の処置ミスによる漏えい爆発事故(B級事故)が発生した。
2005(H.17)	105	1	58	○4月1日、LPガス法規則及び供給・消費・特定供給告示改正(販売事業者がLPガスを配管等に接続して販売する必要のない容器の内容積及び質量により販売できる容器の内容積の範囲を容器がカップリング付き器具(容器バルブ及び調整器)により接続されている等の要件を満たした場合に限り25リットルまで拡大) ○4月1日、例示基準第3節「不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板」の改正(石綿スレートに替えて繊維強化セメント板を追加)、第15節「充てん容器等の腐しよく防止措置」の改正(アルミニウム合金製容器について腐しよく防止のための塗装を不要とした)、第28節「供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置」の改正(配管用フレキ管及びポリエチレン管の施工を行う者を具体的に追加)、第29節「供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法」の改正(集中監視システム設置時の漏えい検査の方法を追加、漏えい・気密試験の測定時間及び温度変化補正等に係る事項を追加、電気式ダイヤフラム圧力計の比較試験周期改正、自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び比較試験の基準となる圧力測定器に選択性を追加)、第30節「調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」の改正(自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び集中監視システム設置時の圧力検査の方法を追加)
2006(H.18)	219	0	78	●5月18日、岐阜県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 □8月28日、パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえて、経済産業省が製品安全対策に係る総点検結果をとりまとめた。 ●12月29日、沖縄県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 ○12月22日、LPガス法規則改正(保安業務の定期消費設備調査について、消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合の調査について追加。消費設備の技術上の基準について、燃焼器の排気筒に関する技術上の基準を変更、強制排気式の燃焼器の排気の排出について追加。保安機関が帳簿に記載すべき内容について、燃焼器の情報を追加。) ○12月22日、特定ガス消費機器法施行規則改正(軽微な工事の内容を変更。) □12月27日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条(特定消費設備に係る事故に限る。)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則第131条第2の運用について」を通過。
2007(H.19)	239	4	98	○2月23日、経済産業省が「ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」を取りまとめ。 ○3月13日、経済産業省が、過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要(製品名・型式・製造事業者を含む)を公表。 ○3月13日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の制定(規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を規定) ○3月13日、特定消費機器の設置工事の監督に関する法施行規則に基づき安全装置を定める告示の制定(点火不良、立ち消え時等にバーナーへのガス通路を閉ざす装置を規定) □3月13日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」を通過。 ○6月27日、LPガス法規則改正(液化石油ガス設備工事の内容を変更。) ○6月29日、LPガス法規則改正(保安業務の周知について、供給開始時及び一年に一回以上の回数で周知を行うべき燃焼器の内容を変更。) ●9月18日、富山県の山小屋においてCF式風呂釜の排気筒が屋外に出ておらず、換気不足による不完全燃焼によりCO中毒事故が発生した。 ●10月23日、東京都において質量販売の消費者宅で漏えい爆発事故が発生した。 □10月31日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの保安の確保のための事業者に対する調査の実施等について」を発出し、質量販売の状況調査の実施。
2008(H.20)	234	4	79	□4月10日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの質量販売の実態調査結果及び対応について(要請)」を発出。 ○5月30日、認定販売事業者告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更) ○5月30日、供給・消費・特定供給設備告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更、また大口径の低圧ホースに係る継手部分の構造及び接続具の構造についての基準を追加) ○8月1日、LPガス法施行令改正(別表第1において規定されている液化石油ガス器具等に一般ガスこんろを追加) ○8月8日、LPガス器具省令改正(一般ガスこんろの技術上の基準等を追加)

年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
2009(H.21)	185	4	148	●1月26日、鹿児島県の高等学校においてCF式ボイラーと換気扇を同時使用したことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者18名) □2月27日、原子力安全・保安院は、業務用施設におけるCF式ボイラー使用時におけるCO中毒事故防止のため、文部科学省、各都道府県及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●6月2日、山口県の宿泊施設においてボイラーの不完全燃焼及び煙突(排気筒)の先端が蓋により塞がれていたことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、死者1名 軽症者21名) □7月29日、原子力安全・保安院は、厚生労働省に対し、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時のCO中毒事故防止に関する緊急調査の実施の周知及び注意喚起について要請。また簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対し、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力を要請。 □10月15日、経済産業省は、簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対して、液化石油ガス保安課長、ガス安全課長名及び製造産業局産業機械課長名で、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起並びに協力について要請。 □11月16日、原子力安全・保安院は、厚生労働省及び国土交通省観光庁に対して、液化石油ガス保安課長及びガス安全課長名で、ホテル・旅館等の施設におけるボイラーの一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者団体への要請について協力依頼。
2010(H.22)	204	5	83	□2月12日、原子力安全・保安院は、業務用施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に対し業務用厨房作業注意マニュアルの周知を要請。 □4月、原子力安全・保安院に、業務用施設等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁間で情報を共有することを目的として、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」が開催された。
2011(H.23)	227	1	88	●1月2日、長崎県の旅館宴会場において、隣接するボイラー室に設置された温水ボイラーのバーナー交換時の調整不良のために発生した一酸化炭素が流入したことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者10名) □6月3日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●6月15日、共同住宅に設置されたバルク貯槽の安全弁の交換作業を行っていたところ、安全弁の連結式元弁の開固着が原因と思われるガス漏えい火災事故が発生した。(C級、重傷者1名、軽傷者3名) □11月4日、原子力安全・保安院は、東日本大震災の被災地における冬期の事故防止のため、LPガス販売事業者に対し、所要の対応を要請。
2012(H.24)	260	1	85	●2月21日、岐阜県の交流施設において、めんゆで器の排気口を鍋で塞いだため排気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、重症者1名 軽症者21名) □3月29日、経済産業省は、「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～」の報告書を公表。 ○6月4日、経済産業省原子力安全・保安院名で「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)」を制定。 □7月30日、原子力安全・保安院は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故防止のため、国土交通省に対し、所要の対応を要請。 □8月2日、原子力安全・保安院は、関係省庁を集め、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、事故の状況、普及啓発活動、実態調査結果等について報告。 □8月24日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □9月19日、経済産業省原子力安全・保安院の組織改編に伴い、産業保安各課は商務流通グループに移行し、「商務流通保安グループ」と名称を変更。また、液化石油ガス保安課とガス安全課を統合し、ガス安全室を設置。 □12月18日、経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
2013(H.25)	210	3	52	□1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、調整器の故障に係る事故を契機に実施した、調整器の期限管理に関する聞き取り調査の結果を公表。 □1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、業務用厨房におけるめんゆで器の不適切使用に係る事故を契機に実施した、業務用厨房実態調査の結果及び各主体に推奨する取組等を公表。 ○3月29日、経済産業省は、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規定の認可に係る運用及び解釈について」を制定。 □6月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、警戒体制の充実、被害が発生した場合の復旧対策に万全を期すよう要請。 □7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月25日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。
2014(H.26)	187	1	76	○6月4日、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づきバルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示を改正。 □7月7日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●7月29日、山梨県の山小屋(富士山八合目)において、屋外式風呂釜を屋内に設置使用したため不完全燃焼となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、死者1名) □8月7日、経済産業省商務流通保安グループは、山小屋における一酸化炭素中毒事故の防止のため、液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○10月22日、経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を制定。 □11月19日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □11月19日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。
2015(H.27)	182	2	60	●2月19日、千葉県公共施設において、換気扇を作動させなかったため換気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者7名) ●5月29日、福岡県の飲食店(仮設コンテナ)において、容器交換時に高圧ホースを未接続のまま容器バルブを開いたことが原因と推定されるガス漏えい爆発・火災事故が発生した。(B級、軽傷者7名) □6月26日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●11月7日、富山県の宅地において、掘削作業中に埋設供給管を損傷させ、応急措置を行うため掘削穴に入ったことが原因とされる酸素欠乏事故が発生した。(B級、死者1名) □11月30日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。
2016(H.28)	140	0	52	□1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○3月22日、LPガス法規則改正(認定液化石油ガス販売事業者制度の見直し) ○6月23日、LPガス法規則改正(供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、周知の方法の改正) □7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □7月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、液化石油ガス販売事業者関係団体に対して、LPガス供給設備の簡易型集合装置における不具合発生の可能性についての注意喚起を実施 ●8月4日、宮崎県の高等学校において業務用ガスオープンを使用中に、給気不足による燃焼不良及び室内が負圧になった事による排気の逆流が原因の一つと推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者15名)

年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
2017(H.29)	195	0	50	□1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○2月22日、LPガス法規則改正（販売の方法の基準、書面の記載事項の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の制定） ○3月31日、LPガス法規則改正（供給設備の技術上の基準、供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、消費設備の技術上の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、軽微な変更の改正） □7月5日、経済産業省商務情報政策局・商務流通保安グループの再編及び産業保安グループの創設に伴い、産業保安関係課（ガス安全室等）は産業保安グループに移行。 □8月31日、経済産業省産業保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月22日、経済産業省産業保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。
2018(H.30)	212	1	46	●1月12日、千葉県的一般住宅において、瞬間湯沸器を使用し、浴室内の混合水栓からシャワーホースにより浴槽に湯張りを行う不適切な使用を、換気が不十分なまま長時間行ったことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。（B級、死者1名） □4月1日、液化石油ガス事故対応要領の施行 □5月31日、経済産業省は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用」を制定 □8月1日、経済産業省産業保安グループガス安全室は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○11月14日、LPガス法規則改正（特定供給設備の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、別表第二、別表第三の改正） ○11月19日、LPガス法規則改正（保安業務区分、充てん設備の保安検査、協会等が行う保安検査の申請等、様式第44、様式第45、様式第46の改正） ●12月23日、栃木県内の飲食店（LPガスの需要家）において、爆発・火災事故が発生し、従業員2名及び一般客3名の計5名が負傷。現在、LPガス漏えいに関与する事故か否かを含め、原因、事故発生箇所等について調査中。（B級、重傷2名、軽傷3名）
2019(H31)	203	0	32	○3月15日、経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」を制定 ●5月6日、静岡県的一般住宅のプレハブ小屋において、煮炊き用に設置した鋳物コンロ及び10kg容器付近で、2口ボールバルブのうち燃焼器と接続されていない側のバルブを開放したことにより、鋳物コンロ点火時に引火し爆発したと思われる事故が発生した。（B級、重傷1名、軽傷7名） ○12月16日、LPガス法施行令改正（デジタル手続法施行に伴う書面交付、保安業務の委託契約に係る書面の交付について改正）
2020	198	1	29	●7月30日、福島県の飲食店において、コロナ禍の影響で休業中だった店舗で、漏えい爆発・火災が発生し、1名が死亡、19人が重軽傷（重傷者2名、軽傷者17名）を負った。原因は、現在調査中。（A級、死者1名、重傷2名、軽傷17名、損害見積額約12億円）
2021	220	1	21	●1月14日、秋田県的一般住宅において、落雪により容器バルブと圧力調整器との接続部及び供給管とガスメータ入口部が損傷し、いずれかからガスが漏えいしたと推定。雪下ろしの雪に囲まれた家屋の周辺や床下に、漏えいしたガスが滞留し、何らかの原因でガスに着火して爆発したものと推定されている。（B級、死者1名） ○2月25日、LPガス法例示基準改正（供給圧力差を計算した圧力確認方法） ○6月18日、LPガス法規則及び例示基準改正（容器流出防止措置） ○7月27日、経済産業省は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の一部を改正 ○11月15日、経済産業省は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」を改正 □11月30日、経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。
2022	261	0	26	□3月4日、経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □3月4日、経済産業省は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○5月20日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（液化石油ガス法）の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が公布 □6月1日、液化石油ガス事故対応要領を一部改正 ○7月15日、経済産業省は、「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」等を一部改正 □10月21日、経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。

			め、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○12月28日、経済産業省は、「バルク供給及び充電設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」を一部改正
--	--	--	--

注)○法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故

表－20 1977 年以降に発生したA級事故

発 生 年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被害状況	概 要 及 び 原 因
1979 年 (昭和 54 年) 2 月 5 日	愛知県	爆 発	飲食店 福祉センター内レ ストラン 鉄筋コンクリート 造地上 3 階、 半地下 1 階建	死 者 2 重傷者 12 軽傷者 7	午後 1 時 20 分頃から半地下 1 階のレストランで従業員の歓 送迎会を開いていたが、午後 3 時 10 分頃突然爆発が起こ り、レストランの天井や壁が崩れ落ち、内部が全壊した。こ れにより歓送迎会を行っていた従業員 2 名が死亡し、12 名 が重傷、7 名が軽傷を負った。ガス供給は 50kg 容器 12 本 で埋設管を介し行われていた。ガス漏れ警報器は設置され ていなかった。 原因はレストラン床下の埋設配管に腐食によると思われる 穴が開いており、そこから漏れたガスがレストラン中央の回 り舞台下の空間に滞留していた。
1979 年 (昭和 54 年) 7 月 26 日	千葉県	爆発火災	共同住宅 鉄筋コンクリート 造 2 階建	死 者 5 重傷者 1 軽傷者 7	アパートの当事者の部屋で爆発後火災が発生し、当該アパ ートや隣接住宅を焼失した。これにより 5 名が死亡し、1 名 (当事者)が重傷、7 名が軽傷を負った。ガス漏れ警報器は 設置されていなかった。 原因は当事者がガスストーブを片付けた際ゴム管は末端 閉止弁に付けたままとし末端閉止弁を閉止していた。25 日 に外出する際、こんろ用末端閉止弁を閉めるつもりで、この ゴム管のみ付いた末端閉止弁を誤開放していた。
1981 年 (昭和 56 年) 3 月 13 日	福岡県	爆発火災	共同住宅 鉄筋コンクリート 造 3 階建	死 者 5 重傷者 2 軽傷者 8	朝 7 時 5 分頃、ガス漏れを起こした部屋の隣の部屋(1 家 4 名全員死亡)で爆発が発生し、火災となり、当該アパート 1 棟が全壊全焼し、他の 1 棟が半壊、近隣の住宅 5 棟が全半 焼、半壊した他、周囲の住宅等 20 数戸の窓ガラス等を破損 した。当該アパートのガス供給は 50kg 容器 4 本で行われて おり、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。ガス漏れ は爆発の起きた部屋の隣の部屋と思われ、推定漏洩量は 約 32m ³ であった。 原因は不明である。
1983 年 (昭和 58 年) 11 月 22 日	静岡県	爆発火災	飲食店 レクリエーション センター内レスト ラン鉄骨平屋建	死 者 14 重傷者 10 軽傷者 17	午後 0 時 45 分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、 何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストラ ンが全焼し、居合わせた従業員及び客の内 14 名が死亡 し、10 名が重傷、17 名が軽傷を負った。ガス供給は 500kg 容器 4 本からペーパーライザーを介し各施設へ行われてい たが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。 また、ガス漏れ警報器はレストラン内 4 ケ所に設置されて いた。 原因は夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末 端閉止弁 99 個中 30 個が開放状態であったのに、厨房の 湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放さ れた末端閉止弁からガスが漏れた。なお、ガス漏れ警報 器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこ と。推定漏洩量は約 25m ³ であった。
1983 年 (昭和 58 年) 12 月 8 日	北海道	爆発火災	一般住宅 木造モルタル一 部 2 階建	死 者 5 重傷者 2	朝 4 時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、 こんろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れている のを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当 該家屋を全焼した。これにより当該家族 5 名が死亡し、2 名 が重傷を負った。ガス供給は 50kg 容器 1 本により行われて おり、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はこんろに接続するゴム管に、ねずみによると思われ る穴が開いていた。推定漏洩量は約 5m ³ であった。

発 生 年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被害状況	概 要 及 び 原 因
1996 年 (平成 8 年) 12 月 30 日	沖縄県	CO中毒	共同住宅 鉄筋コンクリート 造 3 階建	死者 5	9 時 55 分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家 5 人が倒れ死亡しているのを発見し 110 番通報した。病院での検診結果、CO中毒症と診断された。当事者宅は 4 畳半二間、6 畳一間、玄関を含むダイニングキッチン(DK)及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器(CF式、10 号)はDK内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。 発見時の状況は、室内は窓等は全て閉め切られ、換気扇はなく密閉状態であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、さすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は 2 次排気筒の径が 1 次排気筒の径より細くなっている(130mm→100mm)上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が 150mm程度しかなく、トップも付いていなかった。原因は排気設備の不良による給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入したことによる。
2020 年 (令和 2 年)	福島県	漏えい爆 発・火災	飲食店	死者 1 重傷者 2 軽傷者 17	コロナ禍の影響で休業中だった飲食店において、漏えい爆発・火災が発生し、1 名が死亡、19 人が重軽傷(重傷者 2 名、軽傷者 17 名)を負った。 原因は、現在調査中である。 (損害見積額約 12 億円)

IV. 2022 年に発生した事故等の概要

1. B 級事故の概要

なし

2. 埋設管事故の概要

[illegible]

3.バブル供給に係る事故の概要(充てん設備及び供給設備に係る)

No.	年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全総量等 設置状況	行政指導等 再発防止策
1	2022/1/21	福島県 福島県 代官	C2級	漏えい (その他 特殊施設)	その他 (特殊施設)	12:24	販売事業者	装置による供給 管の破損による 漏えい	保安機関より圧力センサー通知との報告があり、緊急出動。配管の継手部分より漏れを確認した。 二次原因は、継手の前重が配管にかかり、重さにより耐えられず継手の破損によるもの。 一次原因は、継手の前重が近づくにペーパーライナーがあり、一重に雪がたまり込み配管に負荷がかかったものと想定される。 (バルク貯槽80kg×1基)	供給管(硬質管 (白管)継手部)	不明	不明	(株)JAM全津よつ は総合サービス	・ガス放出防止器なし ・マイコンSEBあり ・ヒューズ付SEBあり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・今回の損傷箇所に補修材を設置し、定期的に除雪を実施する。 ・応急処置として、補修材を設置し、除雪を実施すること。 ・雪解け後、社内で話し合い、今後の対策を協議すること。 ・事故現場の損傷(2022年4月17日(木))について、事業者が提出してきた事故の対策工事に不備がないか現場検証を実施する。
2	2022/2/15	長崎県佐 世保市	C2級	漏えい	共同住宅	10:30	他工事 業者	他工事業者(リ フト)による配管損 傷による漏えい	集約供給より供給している共同住宅において、2022年2月15日(火)10時30分頃、リフト業者から当該アパートの1階道路至井 の配管部分のハネル係修作業中、至井部継手へドリルにて穴を空け作業中にガス漏れを確認したため、販売事業者へ通報あり。その取 扱事業者からリフト業者へ、ガス警報のバルブ閉止及び現場での火気使用禁止を指示、連絡後、同10時55分に販売事業者が 現場へ到着し、ガス警報の閉止を確認し、リフト業者からの作業指示を確認したところ、該社要領(同機)に設置してあるガス 供給管(SGP)にドリルが貫通し、損傷箇所を確認。直ちに在室しているアパート住人へ情報共有配管修理のため、ガス 供給管の閉止及び工区封鎖を実施。同1階に供給管が設置されているが完了。緊急処置を待たずにガス供給を再開した。 二次原因は、至井ハネル係修のため、固定する数値をドリルビットにて誤作業者により誤りを入力し、損傷したことに よるもの。 二次原因は、販売事業者へ工事業者、オーナー、管理会社から今回の工事についての連絡が無く、立ち会い及び配管経路等の説明 が出来なかったことによるもの。 (バルク貯槽698kg×1基)	供給管(白管・本 管(通へい部))	不明	不明	本間日龍エネ ル ー(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSEBあり ・ヒューズ付SEBあり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・住人、オーナー、管理会社及び取組のある工事業者へ、工事等 の際は販売事業者へ連絡するよう、定期的に通知を行う。 ・事故直後後、事故現場の報告を受けるよう、定期的に通知の指示を出す。 ・他工事を実施する際、オーナーや管理会社又は工事業者から 連絡があるように通知を図ることを指導した。
3	2022/2/23	北海道江 別市	C2級	漏えい	飲食店	9:00	その他 (雪害)	雪害またはゴム パッキンの劣化 によるゴニオン からの漏えい	2022年2月23日(水)午前9時09分頃、消防より、販売事業者に連絡が入った。LPガスが漏れているとのことが出動した。10時57分頃 、同機器が出口付近のユニオンよりガス漏れを確認した。ガスを閉鎖し、消防隊員及び販売事業者にてガス漏れがいないことを確 認した(1階側)。連絡した作業の住人より1階の換気扇からガス臭がするとの通報があった。同1階の換気扇の付近に設置してあるガス 供給管(至井)が破損し、ガスが漏れていると確認された。至井ハネル係修作業が確認して開始した。 2月25日(金)より作業開始した。 二次原因は、ゴムパッキンの経年劣化、雪害からの凍結と推定される。 二次原因は、例年以上の降雪による雪害と推定される。 (バルク貯槽48kg×1基)	供給管(白管・継 手部(露出部))	不明	不明	ミライフ北海道 (株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSEBあり ・ヒューズ付SEBあり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	・雪が多く降った際は、防凍設備設置を確保して直ぐようが故。 ・販売事業者に対し事故現場の報告を求めるとともに、一般社団法人 北海道LPガス北海道LPガス協会江別支部に委員に対する注意喚 起を依頼した。
4	2022/3/22	新潟県妙 高市	C2級	漏えい	学校等	14:00	販売事業者	バルブ貯槽間で の液移動による 配管の劣化によ るゴニオンから の漏えい	並列設置されているバルブ貯槽において、片方へ液移動が発生し過圧状態になった。そのため該貯槽インベが流れ逆流圧力が上昇し たため、二次制低圧調整器の安全弁から漏れ出したものと思われる。その際、二次制低圧調整器三次低圧圧力計が破損したた め、安全弁が作動し液移動が止まった。2月23日(水)10時00分(水)に該貯槽作業を再開し、液正量した。 バルブ貯槽が2基並列液移動に伴って液移動が確認されており、液移動が確認された原因は不明。 (バルク貯槽698kg×2基)	①バルブ貯槽 ②調整器	①不明 ②不明 ③不明 ④不明 ⑤不明 ⑥不明 ⑦不明 ⑧不明 ⑨不明 ⑩不明 ⑪不明 ⑫不明 ⑬不明 ⑭不明 ⑮不明 ⑯不明 ⑰不明 ⑱不明 ⑲不明 ⑳不明 ㉑不明 ㉒不明 ㉓不明 ㉔不明 ㉕不明 ㉖不明 ㉗不明 ㉘不明 ㉙不明 ㉚不明 ㉛不明 ㉜不明 ㉝不明 ㉞不明 ㉟不明 ㊱不明 ㊲不明 ㊳不明 ㊴不明 ㊵不明 ㊶不明 ㊷不明 ㊸不明 ㊹不明 ㊺不明 ㊻不明 ㊼不明 ㊽不明 ㊾不明 ㊿不明	・2022年3月23日(金)第一報を受け、原因究明及び事故・異常時に緊急に連絡することと事業者が指示した。事業者から、当分の 間は、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。3月24日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者 が指示した。3月25日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。3月26日(月)に、事業者が、バルブ貯槽 の点検を依頼することと事業者が指示した。3月27日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。3月28日 (水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。3月29日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼するこ とと事業者が指示した。3月30日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。3月31日(土)に、事業者が、 バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月1日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示 した。4月2日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月3日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検 を依頼することと事業者が指示した。4月4日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月5日(木)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月6日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。4月7日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月8日(日)に、事業者が、バルブ 貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月9日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 4月10日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月11日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。4月12日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月13日(金)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月14日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。4月15日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月16日(月)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月17日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 4月18日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月19日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。4月20日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月21日(土)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月22日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。4月23日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月24日(火)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月25日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 4月26日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月27日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。4月28日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月29日(日)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。4月30日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。5月1日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月2日(水)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月3日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 5月4日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月5日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。5月6日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月7日(月)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月8日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。5月9日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月10日(木)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月11日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 5月12日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月13日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。5月14日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月15日(火)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月16日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。5月17日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月18日(金)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月19日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 5月20日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月21日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。5月22日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月23日(水)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月24日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。5月25日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月26日(土)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月27日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 5月28日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月29日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。5月30日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。5月31日(木)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月1日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。6月2日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月3日(日)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月4日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 6月5日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月6日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。6月7日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月8日(金)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月9日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。6月10日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月11日(月)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月12日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 6月13日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月14日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。6月15日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月16日(土)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月17日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。6月18日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月19日(火)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月20日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 6月21日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月22日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。6月23日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月24日(日)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月25日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。6月26日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月27日(水)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月28日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 6月29日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。6月30日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。6月31日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月1日(月)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月2日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。7月3日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月4日(木)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月5日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 7月6日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月7日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。7月8日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月9日(火)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月10日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。7月11日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月12日(金)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月13日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 7月14日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月15日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。7月16日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月17日(水)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月18日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。7月19日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月20日(土)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月21日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 7月22日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月23日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。7月24日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月25日(木)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月26日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。7月27日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月28日(日)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月29日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 7月30日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。7月31日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。8月1日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月2日(金)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月3日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。8月4日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月5日(月)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月6日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 8月7日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月8日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。8月9日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月10日(土)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月11日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。8月12日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月13日(火)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月14日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 8月15日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月16日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。8月17日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月18日(日)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月19日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。8月20日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月21日(水)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月22日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 8月23日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月24日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。8月25日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月26日(月)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月27日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。8月28日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月29日(木)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。8月30日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 8月31日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月1日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。9月2日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月3日(火)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月4日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。9月5日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月6日(金)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月7日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 9月8日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月9日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。9月10日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月11日(水)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月12日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。9月13日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月14日(土)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月15日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 9月16日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月17日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。9月18日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月19日(木)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月20日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。9月21日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月22日(日)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月23日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 9月24日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月25日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。9月26日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月27日(金)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月28日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。9月29日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。9月30日(月)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月1日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 10月2日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月3日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。10月4日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月5日(土)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月6日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。10月7日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月8日(火)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月9日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 10月10日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月11日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。10月12日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月13日(日)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月14日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。10月15日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月16日(水)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月17日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 10月18日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月19日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。10月20日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月21日(月)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月22日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。10月23日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月24日(木)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月25日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 10月26日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月27日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。10月28日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月29日(火)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。10月30日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。10月31日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月1日(金)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月2日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 11月3日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月4日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。11月5日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月6日(水)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月7日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。11月8日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月9日(土)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月10日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 11月11日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月12日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。11月13日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月14日(木)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月15日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。11月16日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月17日(日)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月18日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 11月19日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月20日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。11月21日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月22日(金)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月23日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。11月24日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月25日(月)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月26日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 11月27日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月28日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。11月29日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。11月30日(土)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月1日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。12月2日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月3日(火)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月4日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 12月5日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月6日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。12月7日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月8日(日)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月9日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。12月10日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月11日(水)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月12日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 12月13日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月14日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。12月15日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月16日(月)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月17日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。12月18日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月19日(木)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月20日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 12月21日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月22日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。12月23日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月24日(火)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月25日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。12月26日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月27日(金)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月28日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 12月29日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。12月30日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。12月31日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月1日(水)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月2日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。2023年1月3日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月4日(土)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月5日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 2023年1月6日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月7日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。2023年1月8日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月9日(木)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月10日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。2023年1月11日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月12日(日)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月13日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 2023年1月14日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月15日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。2023年1月16日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月17日(金)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月18日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。2023年1月19日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月20日(月)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月21日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 2023年1月22日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月23日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。2023年1月24日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月25日(土)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月26日(日)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。2023年1月27日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月28日(火)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月29日(水)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。 2023年1月30日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年1月31日(金)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を 依頼することと事業者が指示した。2023年2月1日(土)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年2月2日(日)に、 事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年2月3日(月)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事 業者が指示した。2023年2月4日(火)に、事業者が、バルブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年2月5日(水)に、事業者が、バル ブ貯槽の点検を依頼することと事業者が指示した。2023年2月6日(木)に、事業者が、バルブ貯槽の点			

2022/2/26	埼玉県 熊谷市	C2級	漏えい	一般住宅	13:28	販売事業者	落雪による高圧ホースの損傷による漏えい	高圧ホース	(株)桂樹機械製作所 BH-2S(2019年2月製造) (株)盛岡ガス燃料	ガス放出防止確認なし ・マイコン3あり ・ヒューズガス検知あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・ポンベと連結用高圧ホース及び調整器の接続部分の向きを住宅外壁面に変更した。今後、調整器の設置場所の向きを確認する。 ・ガス供給設備を点検し及び警備防止対策を行うよう指導した。	
2022/2/26	長野県 長野市	C1級	漏えい・爆発・火災 重傷1名	共同住宅	15:20	不明	原因不明による漏えい・爆発・火災	不明	不明	(株)セリタ	ガス放出防止確認あり ・マイコン3あり ・ヒューズガス検知あり ・自動ガス遮断装置あり(消費、その他) ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・事故状況の情報収集
2022/2/27	北海道 江別市	C2級	漏えい	共同住宅	15:10	その他(雪害)	雪の重みによる供給管の損傷による漏えい	供給管(白管(露出部))	不明	札幌第一産業(株)	ガス放出防止確認あり ・マイコン3あり ・ヒューズガス検知あり ・自動ガス遮断装置あり(ガス漏れ確認あり) ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・雪害の影響を受けつらい場所に供給管ルートを変更する。 ・販売事業者に対し、事故情報の報告を求めるとともに、LPガス協会へに対する注意喚起を依頼した。
2022/2/27	北海道 札幌市	C2級	漏えい	飲食店	2:17	その他(雪害)	落雪によるガス配管の損傷による漏えい	ガスメータ	東洋ガスメーター(株)	STG25MT1 2014年4月製造 型(2.5m3/h) (株)イワタニセントラル北海道	ガス放出防止確認なし ・マイコン3あり ・ヒューズガス検知あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・事故発生後、落雪のない場所に移動し供給設備を搬出したが、再度、警備後に建物等の調査を行い安全な場所に供給設備を設置する。 ・他の供給設備についても落雪対策を徹底するよう口頭指導を行った。
2022/2/27	北海道 札幌市	C2級	漏えい	一般住宅	14:10	その他(雪害)	落雪によるガス配管の損傷による漏えい	配管(白管(継手部(露出部)))	不明	(株)エネサンス北海道	ガス放出防止確認あり ・マイコン3あり ・ヒューズガス検知あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・配管の施工を見直すことで、配管強度の増加を図る。 ・落雪の設置場所の移動を実施する。 ・当該事故箇所への警備防止対策を講ずるよう指導した。

2022/2/27	岩手県盛岡市	C2級	漏えい	一般住宅	3:45	販売業者 (近所に ある間 木)	落雪による高圧 ホースの損傷に よる漏えい	高圧ホース (株)桂精機製 日H-ZS(2012 年5月製造)	盛岡ガス燃料 (株)	・ガス放出防止漏えい ・マイコン3あり ・自動ガス遮断装置あり(対策) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・ポンベと連結用高圧ホース及び調整器の接続部分の向きを住宅外壁間に変更した。今後、調整器の重量取付及び落雪の影響のない場所へのホースの取付を行う。 ・ガス供給設備を点検し及び警備防止対策を行うよう指導した。
2022/2/27	群馬県安中市	C2級	漏えい	一般住宅	17:00	その他 (近所に ある間 木)	落雪による調整 器の損傷による 漏えい	調整器(建設 式)	不明	・ガス放出防止漏えい ・マイコン3あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・柱間木の撤去を行い、調整器、高圧ホース、ポンベを交換して検査実施 なし調査後、2022年2月28日(月)午前中に即日作業完了。 ・監督者への事後報告 ・事業者からの情報収集
2022/2/27	山形県米沢市	C2級	漏えい	一般住宅	8:50	販売業者	雪の重みによる 調整器の損傷 による漏えい	調整器(自動 切替式)	富士工業(株) 雪工システム(株)	・ガス放出防止漏えい ・マイコン3あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器不明	・設置者付タイプの調整器より配管接続タイプの調整器へ変更し、消費者へも雪重の周知を実施する。
2022/3/1	北海道札幌市	C2級	漏えい	飲食店	9:52	その他 (雪重)	落雪による供給 管の損傷による 漏えい ＜法令違反＞ 災害防犯法、法第 27条第1項	供給管(白管 〔本管(露出 部)〕)	不明 (株)ナカム	・ガス放出防止漏えい ・マイコン3あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・長期閉休業者の飲食店(テナント)が複数存在しているため、使用しない供給管は撤去する。 ・調整器の重量取付及び落雪の影響のない場所への変更。 ・業務主任者の職務及び保安業務を行う業務を譲渡したいないため、当該事業者者に立入検査を実施し、口頭及び文書による指導を行った。
2022/3/1	北海道三笠市	C2級	漏えい	一般住宅	20:20	その他 (雪重)	落雪による供給 管の損傷による 漏えい	供給管(白管 〔継手部(露出 部)〕)	不明	・ガス放出防止漏えい ・マイコン3あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	・配管ネジ配管とすることで配管の耐久性を上げた施工とした。 ・雪割け後、ガス供給設備修繕予定 ・火災保険並びに、販売事業者者に書面についての損傷、修繕について 要請を行った。

2022/9/25	愛知県豊田市	C2級	漏えい火災	共同住宅	16:00	一般消費者等	本通ガス栓の経年腐敗による漏えい火災	2022年9月29日(水)10時30分ごろ、外構工事中にガス管を断つて重傷で引当け被害を受けたと連絡が入る。同日10時40分ごろ従業員1名が現場へ到着し破損箇所を確認。埋設配管(ポリエチレン)管の末端キャップ付近からガス漏れを確認した。直ちにスライムテープによりガスを通じ、夜間場所の修繕を予定した。11時ごろに修繕完了。漏えいの有無を確認し作業を終了した。その後、ガス配管の調査を行い、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。	2022年9月29日(水)10時30分ごろ、外構工事中にガス管を断つて重傷で引当け被害を受けたと連絡が入る。同日10時40分ごろ従業員1名が現場へ到着し破損箇所を確認。埋設配管(ポリエチレン)管の末端キャップ付近からガス漏れを確認した。直ちにスライムテープによりガスを通じ、夜間場所の修繕を予定した。11時ごろに修繕完了。漏えいの有無を確認し作業を終了した。その後、ガス配管の調査を行い、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。	本通ガス栓(2口)ガス栓(未使用側)	不明	(株)日置	三河商事(株)	・ガス栓取付不良あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報装置なし ・集中監視システムなし ・業務用換気警報装置なし	・現場対応時にガス栓を口へを通ずると同時に「CON-OFF」式に交換。 ・事故原因の特定及び再発防止の指示
2022/9/29	豊田県豊田市	C2級	漏えい	一般住宅	10:30	他工事業者	他工事業者(外構工事業者)による埋設配管の損傷による漏えい	2022年9月29日(水)10時30分ごろ、外構工事中にガス管を断つて重傷で引当け被害を受けたと連絡が入る。同日10時40分ごろ従業員1名が現場へ到着し破損箇所を確認。埋設配管(ポリエチレン)管の末端キャップ付近からガス漏れを確認した。直ちにスライムテープによりガスを通じ、夜間場所の修繕を予定した。11時ごろに修繕完了。漏えいの有無を確認し作業を終了した。その後、ガス配管の調査を行い、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。	2022年9月29日(水)10時30分ごろ、外構工事中にガス管を断つて重傷で引当け被害を受けたと連絡が入る。同日10時40分ごろ従業員1名が現場へ到着し破損箇所を確認。埋設配管(ポリエチレン)管の末端キャップ付近からガス漏れを確認した。直ちにスライムテープによりガスを通じ、夜間場所の修繕を予定した。11時ごろに修繕完了。漏えいの有無を確認し作業を終了した。その後、ガス配管の調査を行い、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。	供給管(ポリエチレン)管(埋設部))	不明	不明	豊田石油(株)	・ガス栓取付不良あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報装置なし ・集中監視システムなし ・業務用換気警報装置なし	・今回も、引込の目印ピン等、目撃でもガス管がわかる様相であったが、肝心の事前打ち合わせがない状態で作業であった為事故に至った。改めて埋設配管の調査を行い、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。
2022/10/3	愛知県豊田市	C2級	漏えい	一般住宅	16:00	他工事業者	他工事業者(外構工事業者)による埋設配管の損傷による漏えい	2022年10月3日(月)16時頃、消費者宅内のスロープ車庫、コンクリート張り壁で埋設ガス管15aを損傷(約5mm程度)した。16時40分ごろ従業員1名が現場へ到着し破損箇所を確認。埋設配管(ポリエチレン)管の末端キャップ付近からガス漏れを確認した。直ちにスライムテープによりガスを通じ、夜間場所の修繕を予定した。11時ごろに修繕完了。漏えいの有無を確認し作業を終了した。その後、ガス配管の調査を行い、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。	2022年10月3日(月)16時頃、消費者宅内のスロープ車庫、コンクリート張り壁で埋設ガス管15aを損傷(約5mm程度)した。16時40分ごろ従業員1名が現場へ到着し破損箇所を確認。埋設配管(ポリエチレン)管の末端キャップ付近からガス漏れを確認した。直ちにスライムテープによりガスを通じ、夜間場所の修繕を予定した。11時ごろに修繕完了。漏えいの有無を確認し作業を終了した。その後、ガス配管の調査を行い、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。調査の結果、ガス栓の経年腐敗による漏えい火災と判断された。	配管(白銅)管(埋設部))	不明	不明	豊田石油(株)	・ガス栓取付不良あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報装置なし ・集中監視システムなし ・業務用換気警報装置なし	・事故原因の特定及び再発防止の指示
2022/10/6	岐阜県津市	C2級	漏えい火災	共同住宅	9:24	他工事業者	他工事業者(下水道工事業者)による埋設配管の損傷による漏えい	2022年10月6日(水)午前9時24分下水道工事業者より販売事業者へ埋設配管(供給/ポリエチレン)管を損傷したとの連絡が入り現場へ急行。午前9:35分、販売事業者が現場に到着し埋設配管の損傷を確認。また、漏えいによる小規模火災が起きたが、販売事業者が到着時には販売事業者の消火活動により消火された。その後、下水道工事業者により、所轄消防へ連絡。二次原因は、下水道工事業者が埋設配管(供給/ポリエチレン)管に接触させ損傷させた事によるもの。	2022年10月6日(水)午前9時24分下水道工事業者より販売事業者へ埋設配管(供給/ポリエチレン)管を損傷したとの連絡が入り現場へ急行。午前9:35分、販売事業者が現場に到着し埋設配管の損傷を確認。また、漏えいによる小規模火災が起きたが、販売事業者が到着時には販売事業者の消火活動により消火された。その後、下水道工事業者により、所轄消防へ連絡。二次原因は、下水道工事業者が埋設配管(供給/ポリエチレン)管に接触させ損傷させた事によるもの。	供給管(ポリエチレン)管(埋設部))	不明	不明	(株)エコア	・ガス栓取付不良あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報装置なし ・集中監視システムなし ・業務用換気警報装置なし	・市水道局と連携して、埋設配管がある場合は、LPガス販売事業者への事前連絡を再度周知の徹底して即時損傷事故を未然に防止する。 ・事故情報の収集及び工事対応等である市への事前連絡体制について指示。
2022/10/7	長野県長野市	C2級	漏えい	共同住宅	15:30	販売事業者	販売事業者による埋設配管の損傷による漏えい	集合住宅Aパートの近隣住民からガス臭いとの連絡があった。販売事業者が現場で確認したところ、調整器とガスメーターの間のエルボ一継手部分から漏えいが認められた。販売事業者が漏えい部分について修理点検を行った。原因は、不明。	集合住宅Aパートの近隣住民からガス臭いとの連絡があった。販売事業者が現場で確認したところ、調整器とガスメーターの間のエルボ一継手部分から漏えいが認められた。販売事業者が漏えい部分について修理点検を行った。原因は、不明。	供給管(白銅)管(埋設部))	不明	不明	伊那燃料(株)	・ガス栓取付不良あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報装置不明 ・集中監視システムなし ・業務用換気警報装置不明	・事故原因の特定及び再発防止の指示

[illegible]

2022/11/29	東京都稲城市	C2級	漏えい爆発	一般住宅	16:00	一般消費者	風呂釜の点火ミスによる漏えい爆発	2022年11月28日(火)16時頃、消費者から風呂釜が点火しなくなったと連絡が入る。消費者宅を訪ねたところ風呂釜内部の配管を確認。聞き取りを行ったところ、11月28日(金)に点火操作をした際、風呂釜から大きな音が鳴り風呂釜内部が変形したとのこと。メーターガス栓から消費機器までの配管を確認したところ、配管が変形している箇所を確認。変形箇所を修理したところ、風呂釜を再起動しメーターに調査依頼をした。原因は、メーターの接続部が破損しており、消費者が繰り返し点火操作を行った為、風呂釜内部に未燃焼ガスが滞留し、点火操作時に引火し爆発燃焼したものと推定される。	検査員付風呂釜 (株)ノーリツ (B7式)	QUO-5D (2014年10月)	日本瓦斯(株)	・ガス検出防止機能あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報機能なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報機能なし ・業務用換気警報機能なし	・2022年12月20日(火)、屋外式の給湯器へ交換済。 ・事故調査提出を指示
2022/11/30	長野県松本市	C2級	漏えい	一般住宅	16:30	不明	容器接続部のピンホールからの漏えい	2022年11月30日(木)12時頃ガスコンロが着火しなくなり消費者から電話があり、消費者へ訪問したところ容器が空になっていた。17:30頃、50℃程度の湯を引き出した容器を調べたところ、17ガス容器上部にピンホールがあり、その部分から漏れていた。原因は、不明である。	容器	不明	(株)サイサン	・ガス検出防止機能あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり(ガス漏れ運動) ・CO警報機能あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報機能なし ・業務用換気警報機能なし	今後製造20年以上経過するものは、廃棄処分し、再検査しないように徹底。 事故調査提出依頼
2022/11/30	福岡県北九州市	C1級	漏えい火災	一般住宅	13:00	一般消費者等	東海ガス栓とガスストーブとの接続部からの漏えい火災	2022年11月30日(木)13時頃、消費者より通報があり、駆けつけて見たところガスストーブもつけただけでガス栓付近から炎が出たと連絡があったため現場へ出勤。現場を確認したところ、ガス栓付近の壁が焦っていた。東海ガス栓とガスストーブの接続部からガスが漏れていた。ガスが漏れていた箇所を確認し、ガス栓とガスストーブの接続部を修理したところ、ガスが漏れなくなった。原因は、東海ガス栓とガスストーブの接続部が劣化したことによるものと推定される。	①東海ガス栓 (使用済み) ②リンナイ (株) (取付済み)	①不明 ②リンナイ (株)	ENEOSグループ エナジー (株)	・ガス検出防止機能あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報機能なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報機能なし ・業務用換気警報機能なし	・炬燵のためにガス栓を交換し、炬燵の間に使用していたガスストーブについては消費者に説明し使用禁止した。 ・ガス器具の接続についての注意喚起を消費者に行うよう口頭で指導した。
2022/12/5	埼玉県稲城市	C2級	漏えい	共同住宅	16:00	販売業者、他工事業者	他工事業者(土木施工業者)による漏えい	2022年12月5日(月)16時頃、消費者から通報があり、駆けつけて見たところ、ガス配管が破損しガスが漏れていた。原因は、他工事業者(土木施工業者)による漏えいによるものと推定される。	供給管(床下)エナジー配管(床下)エナジー配管(床下)	不明	イワタニセントラル(株)	・ガス検出防止機能あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり(ガス漏れ運動) ・CO警報機能あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報機能なし ・業務用換気警報機能なし	・販売業者は、土木施工業者にポンプ車用油やガス管理設備等危険箇所を全て説明すること。 ・販売業者は、工事の全容をきちんと把握し、適切な現地立会を行うこと。 ・販売業者は、本件に係る緊急対応を実施すること。 ・2022年12月5日(月)、対応により事故報告を受け、事故報告書提出を指示。 ・今回の事故における土木施工業者との打ち合わせは、全工組について打ち合わせ、立ち合いの義務を指示。 ・今回の事故に係る社内教育、連絡方法、立ち合い方法等の再教育及び年間教育計画の見直し、実施を指示。
2022/12/5	茨城県稲城市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	17:26	一般消費者等	風呂釜の点火ミスによる漏えい爆発	2022年12月5日(月)17時頃、消費者から通報があり、駆けつけて見たところ、風呂釜が破損しガスが漏れていた。原因は、風呂釜の点火ミスによる漏えいによるものと推定される。	風呂釜(床下)エナジー配管(床下)エナジー配管(床下)	GK-2003K (2000年3月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス検出防止機能あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報機能なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報機能なし ・業務用換気警報機能なし	・販売業者において、正しい接続方法を説明している消費者を対象に、定期的な保守点検やより安全性の高い、新型の交換を推奨する周知を行う。

V. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

1. 件数（表－21、表－22）

表－21 充てん容器等の喪失の月別発生件数

年 月	2019	2020	2021	2022
1月	1	1	0	1
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
4月	0	0	0	1
5月	1	0	1	1
6月	0	0	6	2
7月	8	17	0	2
8月	3	0	0	1
9月	1	2	0	4
10月	30	0	0	1
11月	2	0	0	0
12月	1	2	0	0
合計	47	22	7	13

※発生推定日が複数存在する場合は最も遅い日付を発生日とした

表－22 充てん容器等の盗難の月別発生件数

年 月	2019	2020	2021	2022
1月	16	11	13	8
2月	13	13	13	10
3月	11	12	14	8
4月	19	13	6	6
5月	21	14	11	10
6月	7	3	12	6
7月	13	15	8	8
8月	11	9	9	4
9月	7	7	4	5
10月	14	9	8	7
11月	9	10	7	5
12月	21	15	13	7
合計	162	131	118	84

※発生推定日が複数存在する場合は最も遅い日付を発生日とした

2022 年は充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難は計 97 件発生した。事故種別に見ると、喪失が 13 件、盗難が 84 件であった。

2. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難の概要

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/1/5	9:30	盗難	C2級	鹿児島県 肝属郡 南大隅町	2022年1月5日（水）当該茶工場のガス検針時に20kg容器2本のうち1本が紛失しているのを確認。周辺を捜索したが発見できず、警察へ通報した。 対策としては、忙期以外の、長期間使用見込みのない容器については、盗難防止のため容器は取り外すようにする。 都道府県の行った措置としては、夜間に人の出入りが少ない建物等へは、盗難防止のため鍵等を設置するように指示した。	体積販売
2022/1/6	12:30	盗難	C2級	奈良県 生駒郡 平群町	2022年1月6日（木）消費者より、販売事業者へガス容器がない旨の連絡があった。販売担当者が確認のため現場へ出動し20kg容器2本の盗難を確認。 2022年1月11日（火）別の20kg容器を接続し使用可能な状態とした。 2022年2月1日（火）盗難された容器1本を含む20kg容器2本が未接続の状態で盗難現場に戻されたいことが確認された。 対策としては、転倒防止用のチェーンに南京錠を取付け、盗難対策を実施及び社内での情報共有および保安教育を実施。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対しては、可能な範囲で鍵の取付け、2重チェーン等盗難防止の実施に努めるよう伝えた。また、今後法定講習等において、盗難事故事例や発生防止について周知するよう指導した。	体積販売
2022/1/8	13:00	盗難	C2級	香川県 高松市	2022年1月8日（土）13時00分頃、自治会の住民が集会所の外に設置していた容器1本が無くなっている事を確認した。2021年10月24日（日）に使用したのが最後で取外しの心当たりは無かったため、同日、警察へ届け出た。 都道府県の行った措置としては、当該自治会長に対して事故届書を提出するよう求め、2022年1月20日（木）に現地にて事故発生状況について聴取り調査を行った。	質量販売
2022/1/10	11:30	盗難	C2級	岐阜県 関市	2022年1月10日（月） 11時30分 検針担当者が容器がないことを確認し販売事業者者に報告 13時00分 販売事業者が現場確認後、配送事業者に連絡 13時40分 配送事業者から警察へ連絡（翌日現場立合い約束） 1月11日（火） 11時00分 配送事業者、販売事業者担当者立会いの下、警察による現場検証を実施。 ※2021年12月12日（水）の販売事業者のガスメーター指針確認時にはLPガス容器2本とも存在していたことから、同日から2022年1月10日（月）の間に盗難にあったものと推定。 対策としては、設置容器を20kg×2本から50kg×1本へ変更し、盗難時に運び出し難いようにする。（1月11日（火）変更工事完了）	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/1/14	14:17	喪失	C2級	群馬県 館林市	2022年1月14日（金）、屋外移動消費（キャンピングカー用）の登録消費者先へ貸出容器在庫確認のため訪問した際、容器紛失が判明。対策としては、当該消費者に対し容器の貸出しを禁止した。 都道府県の行った措置としては、監督部への報告及び消費者への注意喚起実施及び容器在庫管理の頻度を上げるよう指導した。	質量販売
2022/1/15	10:20	盗難	C2級	愛知県 知多郡 武豊町	2022年1月15日（土）、朝、ゴルフクラブ管理棟に設置の湯沸器から湯が出ないため、ゴルフクラブの従業員が供給設備を確認したことでポンペがないことが判明。10時20ごろ販売事業者にゴルフクラブから連絡があり。販売事業者が急行したところポンペ1本が盗難にあってることが判明。同時に警察に被害届を出し現場検証を受けた。供給設備には50kg容器が2本設置されていた。ポンペバルブは閉じられ、調整器、メーターにも異常はなし。 対策としては、屋外設置で夜間無人のため、50kg容器のスカート部をワイヤーで緊結する。重量が増すと同時に運びにくい形態とすることで盗難防止を図る。 都道府県の行った措置としては、事故届書を提出するよう指示。また、販売事業者から事情を聴取し、その後の再発防止対策をとるよう指示した。	体積販売
2022/1/18	14:00	盗難	C2級	熊本県 阿蘇市	2022年1月18日（火）14時頃、消費者より販売事業者へ作業場で使用しているＬＰガス容器（20kg）1本が無くなっているとの連絡があり、現地で盗難を確認。その後、消費者は警察に被害を報告。現場検証済み。 対策としては、今後は屋外にＬＰガス容器を設置するのは止め、小型の容器を建物内に置き、管理していく。（質量販売に切り替える） 都道府県の行った措置としては、盗難の状況及び原因等を聴取し、今後同様な盗難被害に遭わないための改善策を実施するよう指導した。	体積販売
2022/1/25	16:30	盗難	C2級	北海道 旭川市	2022年1月25日（火）16時30分頃、灯油配送の際に50kg容器1本が無くなっていることに配達マンが気づき、販売事業者に連絡があったので、現地向かい確認すると接続ホースが切断され容器が無くなっていることが判明したので、翌日の1月26日（水）9時30分頃、再度現場を確認し管理会社へ連絡。更に管理会社から大家へ連絡し、同日13時30分頃、警察に相談したところ、容器が容器置場周辺の積雪の中に埋まっている可能性があることから、確認した上で、見当たらない場合は盗難被害届を提出する事とした。容器は2021年12月8日（水）から2022年1月25日（火）までの間に無くなったと思われる。2月2日（水）、容器置場の周辺からは容器が見つからなかったもので盗難と判断したが、警察の指示で現場敷地の持ち主である大家から盗難被害届を提出した。 対策としては、使用していない容器が盗難されることがないように注意し、速やかに撤去することとした。 都道府県の行った措置としては、販売事業者の立入検査を実施し、状況の聞き取りを行い、ガス容器の管理を徹底するとともに、空き家など使用していないガス容器の撤去をするよう口頭指導した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/1/27	不明	盗難	C2級	宮城県 児湯郡 川南町	20kg容器2本を設置していた物件から容器が盗難された。盗難に遭った物件は貸家であり、2021年12月よりリフォーム中であった。販売事業者は、リフォームを施工する工事業者に對して、容器や配管等の安全を確認して作業を行うように伝えるとともに、作業が終わり次第連絡をもらうようにしていた。2022年1月27日（金）、現場確認のため販売事業者が現地へ出向いたところ、容器が盗難に遭っていることを確認した。販売事業者によると、「現場はリフォーム中ではあるものの、その期間中、大半の日の日が無人のような状態であったと推測される」とのこと。 対策としては、警察へ被害届を提出済み。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対し、可能な限りの盗難防止対策の実施や、ガス容器の定期的な確認を行うよう指導した。	体積販売
2022/2/2	11:00	盗難	C2級	東京都 八王子市	・当該休憩所のガスボンベは、観光バス会社が販売事業者に料金を滞納したため2021年11月30日（火）より閉栓（ガス止め）。ボンベ等は設置したままであった。 ・2022年2月2日（水）、販売事業者の担当者が付近を通りがかった際に、ボンベ等がなくなっていることに気付いた。警察に通報後、現場検証は行われたものの、プレハブの解体作業中であったため、解体業者が持ち出した可能性があると判断され、盗難届は受理されなかった。 ・2月5日（土）、土地所有者が解体業者等に確認したところ、ボンベを持ち出していないことが判明した。 ・それを受けて、2月7日（月）、再度、警察が現場検証し、盗難届は受理された。 ・対策としては、空き家になり次第、期間を決めてボンベを回収しているが、更なる徹底を図る。また、社内報告を行い、同様の事故が発生しないように徹底する。	体積販売
2022/2/2	12:00	盗難	C2級	広島県 呉市	2022年2月2日（水）、毎月の検針のため訪問したところ、設置容器2本のうち1本がないことが判明。そして、該当容器の場所に他社所有の容器が設置されていた。前回検針日の2022年1月5日（水）から2月2日（水）の間に盗難にあったと思われる。 対策としては、注意喚起に努める。	体積販売
2022/2/3	14:00	盗難	C2級	岡山県 岡山市	2018年8月から中止中の消費者。2022年2月3日（木）に立ち寄った時に、予備側の充瓶容器の紛失に気づいた。2月4日（金）警察に報告。（2022年1月11日（火）近所に検針に行った時、道路からこのボンベがあることは確認していた。） 対策としては、中止中のボンベは早期に引き上げる。 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/2/4	不明	盗難	C2級	三重県 四日市市	2022年2月4日（金）9時頃に検針訪問した際、20kgボンベが2本のうち、1本無い事が判明。販売事業者の他の社員に確認するも、外した記憶はないとの事。消費者の事務所に確認するも、外すことはないとのこと。以上のことから容器の盗難にあったと判断した。最終確認は1月13日（木）13時頃。 対策としては、現場は、通り沿いであり、毎日前を通過するため、状況確認をする。また、他場所についても、定期的（週1回）に状況確認し、管理を徹底していく。	体積販売
2022/2/8	10:30	盗難	C2級	山形県 天童市	2022年2月8日（火）10:30分頃、配送事業者が残量確認のため訪問したところ、調整器高圧ホース（2本）の容器接続部を切断、転倒防止チェーンを外され、20kg容器2本を盗難されているのを確認した。このことについて、販売事業者ではこれを受けて、同日、警察に連絡し、現場検証を行った。 対策としては、2月15日（火）現在、町内会と協議中。なお、消費者側からの要望により、対策決定まで調整器の修繕と容器は設置しないものとする。 都道府県の行った措置としては、盗難された容器が発見された際は、当方に連絡するよう指導。	体積販売
2022/2/9	11:00	盗難	C2級	岡山県 倉敷市	2020年4月から中止中の消費者。2022年2月9日（水）に立ち寄った時に、予備側の充瓶器の紛失に気づいた。2月12日（土）警察に届出。（2021年12月2日（木）に立ち寄った時にボンベがあることは確認していた。） 対策としては、中止中のボンベは早期に引き上げる。 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	体積販売
2022/2/13	16:30	盗難	C2級	栃木県 宇都宮市	2022年2月13日（日）16:30頃、販売事業者へ自治会長より公民館のボンベが盗難されていると連絡が入り出動。20kgボンベ2本が無くなっていることを確認した。時間が運く周囲も暗くなっていたため、翌14日（金）警察に連絡し、現地確認の上、被害届を提出した。ボンベを最後に確認した日付は2022年1月13日（木）に販売事業者が検針を行った時であり、1月14日～2月13日の間に盗難にあったものと推測される。 対策としては、公民館等、人が常駐していない供給先に対し、ボンベが簡単に運び出せないよう施設やチェーンなどを用い固定し、盗難対策を施す。また、定期的に目視確認を行う。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/2/16	15:00	盗難	C2級	静岡県 賀茂郡 東伊豆町	・2018年1月19日（金） 定期供給設備点検を実施。結果は良好。（今年度の定期点検を検討中。連絡待ち。） ・2019年4月12日（金） 容器交換を実施。（ガス交換確認済み。） ・2022年2月16日（水） 販売事業者検針により、容器の盗難を確認。 なお、2022年1月15日（土） 検針までは容器が2本設置されていたことを確認済み。 ・2022年2月19日（土） 家主が家の中が荒らされている事を発見、警察に通報。 ・対策としては、販売事業者が警察に被害届を提出予定。 ・都道府県の行った措置としては、以下の事項を口頭指導した。 ・容器には転倒防止用の鉄鎖のほか、必要に応じて盗難防止用の南京錠をかける等の措置を講じること。 ・特に空家等での盗難事故が県内でも相次いでいることから、同様の物件については、見回りを強化するなど対策を講じること。 対策としては、供給設備の異変を早期に察知できるよう、容器交換担当者だけでなく検針担当者等にも保安教育を実施し、管理の徹底を図ること。	体積販売
2022/2/16	8:00	盗難	C2級	静岡県 静岡市	2022年2月16日（水） 午前8時頃、20kg容器4本が設置されている一般住宅にて、販売事業者より配送委託されている事業者が定期配送のため訪れたところ、予備側2本がないことを発見した。容器4本は鎖で架台に固定されていたことだが、鎖は容易に取り外すことが出来、予備側2本のバルブが故意に閉じられていた。 対策としては、容器4本を鎖で結び、南京錠をかける。 都道府県の行った措置としては、事故届を提出するように指示した。	体積販売
2022/2/28	不明	盗難	C2級	宮城県 宮崎市	20kg容器2本を設置していた物件から容器が盗難された。2021年12月より、当該物件は前住人の転居により空き家となっていた。販売事業者は、次の住人が入居するものと考え、容器等の供給設備を残置していた。空き家となっていた期間に、当該物件がリフォーム工事されることになり、販売事業者はそれを知らなかった。リフォームと同時に都市ガスへの切替えも行われることになり、都市ガス施工業者が2022年2月25日（金）に供給設備等を取り外したが、その時点で容器はなくなっていたとのこと。2月28日（月）に販売事業者の容器配送委託先が、長期設置となっていた容器を交換するため当該物件に入ったところ、容器を含む供給設備がなくなっていることが判明した。販売事業者が同日現場を確認した上で、都市ガス施工業者に状況の確認を行ったところ、配管や調整器、メーター等の設備は返却された。しかし、容器については、それら設備を取り外した時点でなくなっていたことが分かり、販売事業者が、容器が盗難されたことを察知した。 対策としては、2022年2月28日、交番へ被害届を提出済み。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対し、空き家であることが分かっている設置先からは速やかに容器を引き上げるなど、可能な限りの盗難防止対策を実施することや、ガス容器の定期的な確認を行うよう指導した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/3/2	16:00	盗難	C2級	北海道 河西郡 芽室町	ボンベ配送員がLPガス容器を2022年3月2日（水）に交換のため現地を訪問したところ、ボンベがないことを目視で確認し盗難事故が発覚した。 その後、16時00分に販売事業者から配送事業者に連絡が入り社内で内部調査を実施。 3月3日（木）に被害届を警察に提出したうえで同行し現地確認及び事情聴取を受けた。 3月4日（金）に振興局に事故届を提出。 都道府県の行った措置としては、速やかに報告するよう指示を出した。	体積販売
2022/3/8	8:30	盗難	C2級	新潟県 新潟市	消費者の所へ販促物配布のため配送会社社員が訪問した際、20kg容器1本が無くなっていることを発見したもの。なお、高圧ホースから容器が外されており、販売事業関係部署と消費者に確認を行ったが、分からない状況であった。直近の容器交換が2021年12月9日（木）となっており盗難された時期は不明。 対策としては、20kg容器のプロテクターにチェーンをかけ施錠するとともに、容器をチェーンで固定した。	体積販売
2022/3/15	不明	盗難	C2級	京都府 船井郡 京丹波町	2022年3月15日（火）9時頃、月に1回の検針のため、販売事業者職員が訪問した際に、容器2本が無いことが判明したもの。消費者により、3月12日（土）の時点では容器が存在したことが確認されている。 対策としては、目隠しや施錠等による対応を検討。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対して容器の目隠しや施錠等の対応により、再発防止に努めることを指導した。	体積販売
2022/3/16	10:00	盗難	C2級	群馬県 吾妻郡 長野原町	2022年12月15日（水）に検針した段階では異常なし。2022年3月16日（水）に検針に訪れたところ、容器が2本ともなくなっていた。盗難と判断し、長野原警察署へ盗難届提出。 なお、当該物件は別荘のため住人不在のことが多く検針等の頻度はすくない。 対策としては、警察へ盗難届提出。 都道府県の行った措置としては、監督部への報告を指示した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/3/24	9:30	盗難	C2級	神奈川県 藤沢市	2022年3月24日（木）、消費者の転出に伴い閉栓し空家のまま1年経過した戸建住宅に設置したままの容器（20kg容器2本）について、容器の撤去をするため販売事業者が確認に行ったところ、容器、調整器、ガスメーター等がない状況を確認した。販売事業者の配送センターに確認すると容器の撤去はしていないとのことであった。その後、上記の調整器、ガスメーター等がネットオークションに出品されていることが判明したため、警察に通報した。翌日、ネットオークションを確認すると出品が取消しになっていた。また、「A」と名乗る者から販売事業者へ電話が入った。その者によると、当該戸建住宅を購入し、リフォームをしているところ、上記設備を自己のものと判断してオークションに出品したとのことであった。容器については、産業廃棄物処理業者が持っていたのではないかということであった。 4月6日（水）、警察から本件は事件性がないため捜査を終了するとの連絡があった。A氏に上記産業廃棄物処理業者を確認したが、町を車で回っている業者なので分からないとのことであった。 4月18日（土） A氏がガスメーターと調整器を販売事業者に持参し、返却した。 対策としては、販売事業者において、空家に設置した容器の撤去を進めているが、容器の置き場の確保のため耐圧期限が切れたものから撤去してきた。今後は耐圧期限に関係なく6か月が経過したものから撤去していくこととした。また、盗難容器については引き続き捜索していくとのこと。 都道府県の行った措置としては、事故届の提出を指導した。	体積販売
2022/3/25	9:00	盗難	C2級	鹿児島県 志布志市	2022年4月3日（日）、公民館のポンペを引き上げたか確認の電話があり、電話対応の中で盗難と分かった。当番が新しい5kg容器を持っていき、後日公民館の周辺を探したが見つからず警察に連絡をした。警察の現場検証と近くの住民への聞き込みから、3月25日（金）に5kg容器がなくなっていたと推測される。（質量販売 メーター、調整器、転倒防止有り） 対策としては、自治会長に、ポンペが盗難に遭わないように転倒防止に鍵を取り付けるように相談した。 都道府県の行った措置としては、盗難防止のためポンペの施錠を徹底するよう指導した。	質量販売
2022/3/30	19:30	盗難	C2級	熊本県 阿蘇郡 高森町	2022年4月11日（月）8時25分頃、住民より販売事業者へ公民館に設置してあるLPガス容器（10g）1本が無くなっているとの連絡があり、現地で盗難を確認。その後、住民は警察に被害を報告、現場検証済み。 対策としては、公民館役員等で見回りを実施するとともに、ガス容器のそばに「盗難警戒中」等の表示を行う。また、不審車両等を見かけた場合は、ナンバーを記録する。 都道府県の行った措置としては、盗難の状況及び原因等を聴取し、今後同様な盗難被害に遭わないための改善策を実施するよう指導した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/3/31	14:00	盗難	C2級	山梨県 北杜市	2022年3月31日（木）14時頃、消費者宅のガスの検針時に設置して有るLPGボンベ20kg×2本のうち、1本が取り外されている事を確認し警察に通報。同日16時警察現場確認済み。 対策としては、当該消費者の別荘であるため冬場は長期にわたり不在となることから、検針以外の巡回の強化を図る。 都道府県の行った措置としては、情報収集、再発防止策検討指導及び事故報告書作成指導した。	体積販売
2022/4/9	9:00	喪失	C2級	徳島県 鳴門市	2022年4月9日（土）午前9時頃、大学関係者からガスが出ないとの通報があり、午前11時に販売事業者の従業員が駆けつけたところ、ガス容器（20kg容器）1本がなくなっていることを確認した。残されていた容器もバルブが閉まっており、ガスが出る状態ではなかった。事故発生場所を管轄している警察、県へは4月11日（月）に連絡済。ガスの残量は容器を交換した日からの積算で14kg程度と推測される。 対策としては、工具がなければ外せない高圧ホースへの取替えを検討。また、警察には被害届を提出済。 都道府県の行った措置としては、聞き取り調査を実施した。	体積販売
2022/4/14	不明	盗難	C2級	京都府 与謝郡 与謝野町	2022年4月14日（木）に販売事業者社員がガスメーターの検針にいった際に20kg容器2本の内、1本が無くなっているのを発見。 メーター及び調整器は残っていた。 対策としては、巡回の強化を実施。 都道府県の行った措置としては、事故状況の聞き取りを行い、対策について、指導を実施した。	体積販売
2022/4/14	9:50	盗難	C2級	埼玉県 行田市	空き家に設置されていたLPGガスボンベ2本が盗難被害にあった。 盗難容器発見者：県内のアパートに供給開始点検に訪れた他業者。 室内からボンベが発見され、ボンベの所有者表示を基に容器の所有者に連絡が入った。伝達経路：他業者→容器の所有者→販売業者。 盗難届の提出。2本のうち1本は2022年4月14日（木）県内のアパートで発見されたが、もう1本の所在は現在も不明である。 対策としては、使用していない消費先（空家）の容器は撤去する。 都道府県の行った措置としては、事故報告書の提出を指導した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/4/18	11:50	盗難	C2級	愛媛県 今治市	発生場所はテナント物件であり、2022年2月までたこ焼き屋を営んでいたが、2022年2月28日（月）を以って閉店。（現在、空き物件）テナント物件のため、閉店後直ちに容器を回収するのではなく、ガスを閉栓したうえで容器を現場にそのまま設置した状態で、次の入居者の様子を見ていた。（施設等は無し）約1ヶ月半経過しても音沙汰が無いことから、2022年4月18日（月）ボンベの回収をしに作業員が訪問したところ、本来3本設置されているはずの20kgボンベが2本しか無かった。他の社員に作業履歴等を確認をしたが移動や回収した経歴もないため、盗難と発覚。 対策としては、閉栓状態の所に關しては即時ボンベ回収を徹。なお、上記が難しい場合南京錠の設置の徹底。 都道府県の行った措置としては、以下の事項を指導した。 ・第一報時点では警察へ未通報の状況であったので、物品の盗難という形で届け出た方が良い旨を助言。 →理時点では盗難届を提出済み。（事故届書提出時、口頭確認） また、テナント管理会社には、敷地内への不法侵入があったという形で、情報共有済みとのこと。 ・閉業した店舗主にも、何か心当たりが無いのか、連絡を試みるよう助言。 →閉店後に発生した事案であるため、元店舗主とは直接関係ないと思われることから、特に連絡はしていないとのこと。（同上） ・同社は2015年頃に同様の盗難があったとのこと。本件も人の出入りが無くなった場所に施設等をしないで保管していた容器が盗まれていることから、南京錠等による施設等、盗難防止のための対応を行うよう、改めて口頭で注意。	体積販売
2022/4/18	11:00	盗難	C2級	茨城県 神栖市	2022年4月18日（月）の検針時に容器が無くなっていったため、消費者自身による撤去の有無を確認。撤去の事実は無かったことから盗難と判断し、翌日、警察へ被害届を提出。 対策としては、発生場所である事業所は、普段は無人で、人目にも付きにくいことから、ボンベ庫を設置し容器を管理する様変更予定。 都道府県の行った措置としては、事故発生報告書（第1報）がFAXのみであったため、今後は電話でも報告するよう指導した。	体積販売
2022/4/22	18:00	盗難	C2級	千葉県 柏市	2022年4月1日（金）、該当住所の建物が解体されていることを確認し、30kg容器2本、S型ガスメーター1台を含む供給設備一式の所在が確認できなくなったため、容器等の所在について調査を開始。以前の入居者及び解体業者に確認したところ、容器の所在が確認できなかったため、容器の盗難と判断し4月22日（金）に警察へ被害届を提出。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に事故届の提出を指示。	体積販売
2022/4/28	16:00	盗難	C2級	群馬県 安中市	2022年4月27日（水）17時00分頃は通常にガス使用ができていたが、2022年4月28日（木）7時00分頃、ガスが使用できないことに気づき容器回りを確認したところ容器の盗難を覚知した。このため消費者は、近所の販売事業者担当の個人宅（近所であり日頃から付き合いがある関係性のため個人宅を訪問した。）に行きも担当者不在のため、連絡を後回しにして15時30分頃販売事業者に盗難について連絡をした。販売事業者が16時00分頃現着し、盗難を確認後、警察及び県へ本案件について連絡をした。 対策としては、警察へ被害届を提出した。 都道府県の行った措置としては、監督部への報告を指示した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/5/2	12:00	盗難	C2級	茨城県 常総市	2022年5月2日（月）の入居日に、販売事業者がガス開栓のため消費者宅を訪問したところ、20kg容器2本が盗難にあっていることを発見。同日、盗難届を提出。 対策としては、販売事業者において、容器設置を可能な限り入居日に合わせるほか、長期空き家については容器引き上げを全販売所に通達するとともに、巡回頻度を上げることが検討する。	体積販売
2022/5/3	6:00	盗難	C2級	長野県 安曇野市	地域の寄合施設で、LPガス容器8kg1本、低圧ホース及び調整器が盗難に遭った。容器は硬質管に接続されていて、鍵付きボンベチェーンが切断された。 対策としては、当面LPガスの使用を見合わせることにした。 都道府県の行った措置としては、事故届の提出を依頼した。	質量販売
2022/5/11	13:10	盗難	C2級	茨城県 ひたちなか市	2022年5月11日（水）13時頃、販売事業者で検針に訪問したところ、建物が取り壊され更地になっており、20kg容器2本も見当たらなかった。同日16時頃、現地周辺を確認するも見つからなかったため、被害届を提出。前回（4月11日（月））の検針時には建物・供給施設に変化はなく、20kg容器2本も確認していた。 都道府県の行った措置としては、事故発生報告書（第1報）がFAXのみであったため、今後は電話でも報告するよう指導した。	体積販売
2022/5/12	9:00	盗難	C2級	群馬県 みどり市	2022年5月11日（水）に消費者が容器交換の依頼をし、翌12日（木）9時に販売事業者の配送員が50kg容器3本の交換を行う。同日17時に容器交換を行った3本中1本が納入時の容器番号と引取時容器番号の不一致が判明した。4月6日（水）配送時に納入した容器が紛失、引取時の容器所有者が判明し、連絡をした。 対策としては、容器設置先の巡回の強化。 都道府県の行った措置としては、監督部への報告を指示した。	体積販売
2022/5/13	11:00	盗難	C2級	群馬県 伊勢崎市	2022年5月12日（木）、販売事業者から供給先容器に他社の容器が混入しているとの連絡あり。翌13日（金）判明した記号番号から設置先消費者（工場住宅）を確認したところ、50kg容器2本の盗難を覚知した。当該住宅は2021年6月3日（木）以降退去し無住であり、一時閉栓をして容器を残置してあった。 対策としては、今回大家の要望により、2021年6月に一時閉栓をし容器を設置したままの状態にしてしまったため、今後は入居予定を確認し、しばらく予定がない場合は容器の引上げをすることとする。 都道府県の行った措置としては、監督部への報告を指示した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/5/13	不明	盗難	C2級	新潟県 糸魚川市	当該地区消費者のガス置場状況確認を行っていた時に20Kg 1本が無くなっていることに気づいた。消費者と配送委託先、保安機関に連絡を取り確認を行った。 対策としては、通常留守宅お客様の見回りを強化すると共に周期的見回りを行います。また、ガス容器はベルト等で2本連結し鍵を付ける予定。 都道府県の行った措置としては、警察へ被害届提出を指示した。	体積販売
2022/5/13	不明	盗難	C2級	新潟県 糸魚川市	別宅の盗難により周辺の消費者の確認を行った所この消費者宅も2本無くなっていることに気づいた。 対策としては、この消費者も通常留守宅なので周期的見回りを行う。また、ガス容器はベルト等で2本連結し鍵を付ける予定。 都道府県の行った措置としては、警察へ被害届提出を指示した。	体積販売
2022/5/18	9:30	盗難	C2級	北海道 厚岸郡 浜中町	2022年4月までは検針が出来ていたが、5月18日（水）の検針時にボンベ、ホース、調整器が取り外されていた。念のため消費者に確認したところ、容器等の撤去をしていないとのことであったので、盗難にあったことが判明し、5月20日（金）に警察へ被害届を提出した。なお、盗難にあった住宅は別荘として使用されている。 対策としては、本件と同様に別荘として使用されている住宅は他に1件あり、当該住宅には留守期間中に管理をする者がいることを確認。また、本件住宅については、長期間留守にする際の容器の撤去について検討する。 都道府県の行った措置としては、他の同様事例への対応と対策について確認。	体積販売
2022/5/24	11:30	盗難	C2級	静岡県 東伊豆町	・1996年8月14日（水）当該物件の供給開始、販売事業者にて供給開始時点検を実施。 ・2008年9月1日（月）配送担当の社員が容器交換（盗難された容器）を実施。（別荘としての使用のため、使用量が少ない。） ・2020年4月20日（月）保安担当の社員が定期供給設備点検を実施。結果は良。 ・2022年5月24日（火）検針担当の社員が検針時に容器の盗難を確認。なお、2022年3月23日（水）の検針までは容器が1本設置されていることを確認済み。また、検針担当の社員が警察に被害届を提出予定。 対策としては、警察に被害届を提出。 都道府県の行った措置としては、以下の事項を口頭指導した。 ・容器には転倒防止用の鉄鎖のほか、必要に応じて盗難防止用の南京錠をかける等の措置を講じること。 ・特に空家等での盗難事故が県内でも相次いでいることから、同様の物件については、見回りを強化するなど対策を講じること。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/5/27	不明	喪失	C2級	福岡県	容器のリース会社より販売事業者に対し、シリリンダー容器を445本リースしていた。 販売事業者は2022年1月21日（金）に倒産したが、その際に容器の返却が無かったため容器のリース会社にて自主回収を開始した。販売事業者の配送業務委託先や消費者引継ぎ先等の調査を続け441本を回収することができたが、残り4本については想定される範囲すべて調査したものの発見に至らず、回収不能と判断したため容器の喪失とする。 対策としては、今後も引き続き捜索する。 都道府県の行った措置としては、容器のリース会社に事故の詳細報告を指示した。	質量販売
2022/5/30	8:00	盗難	C2級	福岡県 北九州市	2022年5月30日（月）AM8時03分頃、配送担当者が当該消費者の供給設備搬送中に自動切換調整器の片切れ表示を目視にて確認。容器残量の確認を行い訪問すると、設置容器20kg×2本柱の1本が紛失していることを発見した。（発見時、メーターガス栓閉、予備側容器バルブ閉） 容器紛失確認後、警察へ報告、現場にて状況報告を行う。 対策としては、現在供給中の消費者は、月1回以上の供給設備の確認を行う。 また、閉栓中消費者は、現状通り閉栓時に容器の回収を行うことを徹底し、盗難防止を図る。 都道府県の行った措置としては、容器の日常的な確認については今後も継続し、容器の盗難・紛失等が発覚した際は引き続き迅速に対応するように指示した。	体積販売
2022/6/2	不明	盗難	C2級	兵庫県 神崎郡 神河町	液化石油ガス容器の盗難。 対策としては、警察へ盗難届を提出。	体積販売
2022/6/4	16:30	盗難	C2級	静岡県 伊豆市	・2021年10月27日（水）当該物件の供給開始、販売事業者にて供給開始時点検を実施。 ・10月27日 定期供給設備点検を実施。結果は合格。 ・10月27日 容器交換を実施。 ・2022年6月4日（土）容器の盗難を確認。 ・6月15日（水）警察に被害届を提出。 ・対策としては、警察に被害届を提出。 ・都道府県の行った措置としては、以下の事項を口頭指導した。 ・容器には転倒防止用の鉄鎖のほか、必要に応じて盗難防止用の南京錠をかける等の措置を講じること。 ・特に空家等での盗難事故が県内でも相次いでいることから、同様の物件については、見回りを強化するなど対策を講じること。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/6/6	11:00	喪失	C2級	長野県 須坂市	販売事業者従業員が2022年6月6日（月）9時頃、巡回で消費者宅付近を通ったところ、建物を取り壊されており、跡地に50kg容器5本が並べられていた。事務所で状況確認したところ、容器が1本不足していることが発覚した。解体業者の話では、工事開始時の4月30日（土）には既に容器は5本であった。消費者宅は廃止届が出されており、2004年1月5日（月）の閉栓以降、点検等は行われていなかった。 対策としては、廃止または10年以上長期休止物件について、同様の他案件があるか調査を行ったところ、他に該当はなかった。今後は定期的に消費者台帳の整理を行い、容器を引き上げることが徹底する。また、長期に準ずる留守宅について定期的に容器の移動有無の確認を行う。 都道府県の行った措置としては、被害状況の情報収集を実施した。	体積販売
2022/6/10	10:30	盗難	C2級	徳島県 阿南市	2022年6月10日(金)、市営団地10号棟の消費者からの対応を終え社に戻ろうとしたところ、ボンベ2本が12号棟通路に放置されているのに気付いた。確認したところ、11号棟の消費者宅のボンベの高圧ホースが切断され、2本移動させられていた。また、12号棟の消費者宅（2部屋）の玄関ドア郵便受けにガムテープで目張りがあり、各部屋に1本ずつガスのホースが差し込まれていた形跡があった。後日、ボンベのガスがともに半分程度に減っていたが、いつガ스가放出されていたかは不明である。 対策としては、市営住宅であったため、市に連絡し、12号棟の消費者宅（不在であった）を解錠し中を確認してもらった。結果無人であった。また、警察に通報し、被害届を提出した。現在捜査中。 都道府県の行った措置としては、事業者からの聞き取りを実施した。	体積販売
2022/6/15	10:00	盗難	C2級	北海道 帯広市 広野町	2022年6月15日(水)午前、消費者宅を訪問した配送事業者従業員より販売事業者より販売事業者にLPガス容器他供給設備が設置場所に見当たらない旨連絡があった。同日午後2時頃、販売事業者より、住宅所有者に問い合わせたところ、住宅は2020年10月に解体業者へ依頼して解体済み。解体後、発生した解体雑品は廃棄物処理業者に引き渡し粉砕処理したとのこと。当該解体工事のマニフェストはあるものの、LPガス容器他供給設備が解体された物品のなかに含まれていたのか確認をとることができず、盗難の可能性が存在するため、2022年7月27日(水)振興局に事故届を提出した。 対策としては、長期にわたりガスの消費が見込まれなく、使われる予定のない住宅については、消費者に確認してできる限り容器を回収することとする。 都道府県の行った措置としては、引き続き捜索すること、発見した場合は速やかに当局に報告するよう指導した。	体積販売
2022/6/20	不明	喪失	C2級	福岡県	質量販売における容器の喪失。容器所有者より質量販売容器の返却依頼があり、容器の所在の確認を行ったが10kg容器3本については、代表者の急逝により、十分な引継ぎができず伝票等（納品書）が見つからなかったため消費先を特定できていない。このため先行不明の状況となったもの。 対策としては、今後も引継ぎ捜索する。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に事故の詳細報告を指示した。	質量販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/6/21	10:00	盗難	C2級	静岡県 東伊豆町	・1996年6月19日（水）当該物件の供給開始、当社にて供給開始時点検を実施。 ・2020年4月20日（月）従業員が定期供給設備点検を実施。結果は良。 ・2022年5月28日（土）従業員が容器の取付を実施。 ・2022年6月21日（火）物件所有者から容器盗難についての連絡があり、直ちに販売事業者が現場確認。 ・2022年6月21日（火）販売事業者が警察に被害届を提出。 ・対策としては、販売事業者が警察に被害届を提出。 ・都道府県の行った措置としては、以下の事項を口頭指導した。 ・容器には転倒防止用の鉄鎖のほか、必要に応じて盗難防止用の南京錠をかける等の措置を講じること。 ・特に空家等での盗難事故が県内でも相次いでいることから、同様の物件については、見回りを強化するなど対策を講じること。 ・同様の箇所で繰り返し発生していることから、防犯対策を強化すること。	体積販売
2022/6/21	11:30	盗難	C2級	東京都 青梅市	・畜産センター内の複数の建物にガスを供給している。そのうち2か所の建物について老朽化のため撤去を予定しており、半年程度ガスを使用していなかった。 ・2022年6月21日（火）、ボンベを引き上げに行ったところ、ボンベがなくなっていた。 ・7月12日（火）、警察に盗難届が受理された。 都道府県の行った措置としては、事故届書提出を指示した。	体積販売
2022/7/6	不明	盗難	C2級	岡山県 真庭市	2022年6月15日（水）、公民館清掃の際、ボンベ確認 2022年7月6日（水）、集会があり盗難発覚。販売事業者が同部落住人の為、現地確認 2022年7月7日（木）、警察に報告、現場検証 対策としては、南京錠取り付け、使用期間以外は毎回持ち帰る(使用期間12月～1月、4月～8月) 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	質量販売
2022/7/6	16:00	盗難	C2級	佐賀県 伊万里市	消費者よりLPガス容器が盗難にあったようだとの連絡を受け、販売事業者職員が現場を確認したところ、高圧ホースが切断され、容器盗難が判明した。 なお、容器は壁に取り付けたチェーンで固定していたが、チェーンが根元から壊されている状況であった。また、消費者が2022年7月4日（月）の日中に使用できていたことから、7月4日から6日（水）までの間に盗難が発生したと推定される。 対策としては、容器盗難が判明した7月6日に警察へ盗難届を提出。また、検針等で消費者付近を通る際など定期的にガス容器の有無を確認することとした。 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/7/8	16:39	盗難	C2級	茨城県 土浦市	2022年7月8日(金)の検針訪問時、空き家に設置してある容器2本のうち1本が喪失、1本が放置されていることを確認。販売事業者において周辺を探索するも、喪失容器が発見できなかったため盗難届を提出。 対策としては、当該空き家は、近々入居予定であったため容器を残置していたが、今後は、盗難防止のため空き家等の設置容器を速やかに引き上げることを検討する。	体積販売
2022/7/11	11:00	盗難	C2級	岡山県 岡山市	2022年7月11日(月)11時00分頃、検針のため担当者が訪問したところ、通常2本あるボンベが1本しかなく高圧ホースもボンベから外されそのままの状態であったため、盗難が発覚。前月6月10日(金)の検針時は2本あった。 対策としては、ボンベはチェーンで固定していた。月に一度検針のため訪問しボンベは確認していた。(毎月10日前後) 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	体積販売
2022/7/12	10:05	盗難	C2級	栃木県 芳賀郡 益子町	2022年7月12日(火)の10時頃、販売事業者から配送事業者へ、消費者宅の前を通ったところLPG容器が1本だけになっている気がしたので確認して欲しい旨の連絡があり、配送事業者営業員が現場を確認すると20kg容器2本設置のうち供給側容器1本が無くなっており、予備側容器も高圧ホースを外されて設置場所から少し離れた場所に放置されていた。消費者に確認したが事情を知る者はおらず、また、配送事業者内で調査をするも外した者は確認できず、容器盗難と思われる。配送事業者では毎月検針で当該消費者宅を訪問しており、2022年6月16日(木)の10時頃訪問した際には容器設置を確認していることから6月16日の10時以降から7月12日の10時までのあいだに盗難にあったと推測される。 対策としては、消費者の同意を得て、警察に届け出て現場検証をおこない被害届を提出。消費者にプロパンの使用について確認すると、殆ど使用しないので撤去しても良いとのことと、残置されていた20kg容器1本を引き揚げる。当該消費者の供給設備は通路を走行中に視認でき、裏が線路であることから盗難リスクも高いため、今後供給する際にはボンベカバーを設置するか供給設備を遠路から見えない場所に移動する、もしくは大型化(50kg容器に変更)し、安易に盗難で盗難にならない状況をつくり再発防止に努める。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。	体積販売
2022/7/13	15:30	盗難	C2級	佐賀県 武雄市	消費者よりLPガスの搬去依頼があり、販売事業者職員が現場に行ったところ、2本あるはずの容器が1本しかなかったことから容器盗難が判明した。 なお、毎月の検針はシステムによる自動検針であること、通常から使用量が少なく容器配送が数年なかったことから、容器の最終確認は定期供給設備点検を実施した2020年1月であった。 対策としては、容器盗難が判明した翌日2022年7月14日(木)に警察と現場検証を行い、盗難届を提出。また、3ヶ月使用量が0m ³ の消費者や長期休止中の消費者については、定期的にガス容器の有無を確認することとした。 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/7/15	14:00	盗難	C2級	千葉県 旭市	2022年3月31日（木） 現場を通りかかった際、建物・供給設備に変化なく、シリンダーの設置も確認。 6月14日（火） 検針時、建物・供給設備の確認（50kgシリンダー2本については所在不明） 7月15日（金） 13時頃、検針で訪問したところ建物が取り壊され更地になっているのを発見。シリンダーも見当たらず。 7月15日14時頃、再度現地周辺を確認するもシリンダーは見つからなかった為、警察に届け出る。 7月19日（火）、警察より受理番号交付される。 対策としては、閉栓・未入居現場のシリンダー引上げタイミングの迅速化及び事例共有を行い、意識の統一化を図る。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に事故届の提出を指示した。	体積販売
2022/7/20	11:00	喪失	C2級	福岡県 糟屋郡 新宮町	空家調査で20kg容器2本設置先の物件を訪問した際に容器の紛失を確認。調査の結果最後に確認した時から1年程経過しており空家解体後に既に別の建物が建築されており、解体業者がメーター、調整器、ボンベも廃棄したことが判明した。解体業者に問い合わせて調査したが、廃棄先は不明であった。 対策としては、ガスメーターや配管、調整器等にメーターシール等所有者が分かるよう周知徹底をはかる。また、空き家調査を定期的に行い解体の恐れがある物件に関しては事前に連絡をとり無断撤去・処分が行われないように周知徹底をはかる。 都道府県の行った措置としては、事故内容の聞き取りを実施及び再発防止策の検討を実施した。	体積販売
2022/7/20	13:00	喪失	C2級	福岡県 糟屋郡 新宮町	空家調査で20kg容器1本設置先の物件を訪問した際に容器の紛失を確認。調査の結果最後に確認した時から1年程経過しており空家解体後に既に別の建物が建築されており、解体業者がメーター、調整器、ボンベも廃棄したことが判明した。解体業者に問い合わせて調査したが、廃棄先は不明であった。 対策としては、ガスメーターや配管、調整器等にメーターシール等所有者が分かるよう周知徹底をはかる。また、空き家調査を定期的に行い解体の恐れがある物件に関しては事前に連絡をとり無断撤去・処分が行われないように周知徹底をはかる。 都道府県の行った措置としては、事故内容の聞き取りを実施及び再発防止策の検討を実施した。	体積販売
2022/7/25	11:48	盗難	C2級	茨城県 常総市	2022年7月25日(月)の検針訪問時、容器2本が紛失していることを確認。販売事業者で周辺を捜索するも容器を発見できなかったため、翌日、盗難届を提出。 対策としては、販売事業者において、今後、滞納により閉栓した場合、3ヶ月経過で容器の引き上げを行う。(今回、料金滞納により閉栓していたところ盗難にあったため)	体積販売
2022/8/3	不明	喪失	C2級	兵庫県 加西市	販売事業者が消費者に質量販売しており、長期貸出のため、引取りの連絡をしたところ、家改築時にLPガス容器が分からなくなったとの返答があった。 対策としては、警察へ遺失届を提出。	質量販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/8/8	不明	盗難	C2級	宮城県 延岡市	閉栓中の消費者宅に設置していた20kg容器2本のうち1本が盗難された。当該容器は2022年4月27日（水）に設置しており、販売事業者は、2か月おきに容器の確認を行っていた。また、同年6月21日（火）に、消費者がしばらく不在となるため、閉栓している。同年7月に確認した際には容器が設置されていることを確認していた。同年8月8日（月）に確認したところ、容器1本が盗難されていることを確認した。 対策としては、2022年8月9日（火）に、警察に被害届提出済み。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対して、可能な限りの盗難防止対策を実施することや、ガス容器の定期的な確認を行うよう指導した。	体積販売
2022/8/25	14:00	盗難	C2級	岡山県 総社市	消費者（工場）の容器置場（50kg×4本）において、他社の空容器が1本紛れており、当該販売事業者容器が盗難。警察への被害届が消費者より出された。他社にて空容器は回収。他社の空容器は、盗難届が出されていないかった模様。 対策としては、今後、配送時・検針時等、共立精機への入所は事前連絡する。連絡のない不審者が入所した場合、消費者にて対応する。 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	体積販売
2022/8/25	10:00	盗難	C2級	岡山県 総社市	消費者（工場）の容器置場（50kg×4本）において、他社の空容器が1本紛れており、当該販売事業者容器が盗難。警察への被害届が消費者より出された。空容器は、配送担当が他社へ届けた。発見された他社の空容器は、盗難届が出されていたものであった。 対策としては、今後、配送時・検針時等、消費者への入所は事前連絡する。連絡のない不審者が入所した場合、消費者（工場）社員にて対応する。 都道府県の行った措置としては、情報収集を実施した。	体積販売
2022/8/30	11:00	盗難	C2級	群馬県 伊勢崎市	2022年8月30日（火）11時頃、配送員が該当場所へ容器交換に行ったところ、販売事業者の容器シールが貼ってある他社容器2本を発見した。委託充填をしている関係から事務所に該当容器を持ち帰り確認したところ、充填所での混在ではないことを確認した。その後、他社容器2本は2022年5月12日（木）発生の2件の盗難容器であり、設置してあった当該販売事業者の容器と入れ替えられていたことが判明した。そのため、盗難の可能性が高いと考え警察に通報、被害届を提出した。 対策としては、容器設置先の巡回の強化。 都道府県の行った措置としては、監督部への報告を指示した。	体積販売
2022/9/2	不明	盗難	C2級	大分県 別府市	現在、リフォーム工事中である一般住宅において、工事業者よりガス配管に関する問い合わせを受けたため、2022年9月2日（金）10時頃に社員が現地を訪問したところ、20kg容器2本設置のうち1本が無くなっていった。工事業者や近隣に移住している者に聞き取りを行ったが、気づいた者はおらず、盗難によるものと判断し、16時頃警察に被害を届け出て、担当刑事とともに現場確認を行った。その後、9月6日（火）に警察より正式に被害届として受理するとの連絡があった。当該容器は、2021年2月28日（日）に設置したものであり、当該住宅に移住していた者が亡くなり、一時的に空家の状態となったため、2022年1月13日（木）に親族の希望によりガスメーターを一時的に閉栓している。その後、親族が帰省し住居として使用するため、6月下旬よりリフォーム工事が開始となり、その時点では容器が2本設置されていたことを工事業者が確認している。 対策としては、供給先訪問時の容器設置本数目視確認、長期不在消費者宅設置容器の一時的な回収検討。 都道府県の行った措置としては、盗難されたLPガスボンベが発見され次第、県に報告するよう指示した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/9/14	17:00	盗難	C2級	大阪県 大東市	消費者（従業員）が容器置き場を確認したところ、LPガス供給設備に接続されているはずの容器1本（20kg）が無くなっているのに気付いた。 対策としては、容器の転倒防止措置用の鎖への施錠を実施し盗難防止を図る。 都道府県の行った措置としては、販売事業者への事情聴取を実施した。	体積販売
2022/9/18	不明	喪失	C2級	宮崎県 東臼杵郡 諸塚村	2022年台風14号による災害で容器を紛失した。2022年9月22日（木）に消費者先へつながらる道路が復旧し、LPガス設備の被害状況を確認したところ、20kg容器1本が紛失していることが判明した。紛失の原因は不明だが、現場の状況から、台風による水害により容器が流出したものと推定される。 対策としては、不明容器の捜索が続けている。また、当県への事故届書の提出と同時に警察に被害届を提出した。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対して、可能な限りの容器流出防止策を取るよう改めて周知した。	体積販売
2022/9/18	不明	喪失	C2級	宮崎県 東臼杵郡 諸塚村	2022年台風14号による災害で容器を紛失した。2022年9月26日（月）に消費者先へつながらる道路が復旧し、LPガス設備の被害状況を確認したところ、50kg容器4本が紛失していることが判明した。紛失の原因は不明だが、現場の状況から、台風による水害により容器が流出したものと推定される。 対策としては、不明容器の捜索が続けている。また、当県への事故届書の提出と同時に警察に被害届を提出した。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対して、可能な限りの容器流出防止策を取るよう改めて周知した。	体積販売
2022/9/18	不明	喪失	C2級	宮崎県 東臼杵郡 諸塚村	2022年台風14号による災害で容器を紛失した。2022年9月22日（木）に消費者先へつながらる道路が復旧し、LPガス設備の被害状況を確認したところ、50kg容器2本が紛失していることが判明した。紛失の原因は不明だが、現場の状況から、台風による水害により容器が流出したものと推定される。 対策としては、不明容器の捜索が続けている。また、当県への事故届書の提出と同時に警察に被害届を提出した。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対して、可能な限りの容器流出防止策を取るよう改めて周知した。	体積販売
2022/9/18	不明	喪失	C2級	宮崎県 東臼杵郡 諸塚村	2022年台風14号による災害で容器を紛失した。2022年9月22日（木）に客先へつながらる道路が復旧し、LPガス設備の被害状況を確認したところ、50kg容器2本が紛失していることが判明した。紛失の原因は不明だが、現場の状況から、台風による水害により容器が流出したものと推定される。 対策としては、不明容器の捜索が続けている。また、当県への事故届書の提出と同時に警察に被害届を提出した。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対して、可能な限りの容器流出防止策を取るよう改めて周知した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/9/20	14:00	盗難	C2級	大阪府 八尾市	消費者より2022年9月1日（木）閉店につき容器引上げの依頼があり販売事業者配送委託会社が訪問したところ、本来50kg容器4本あるべきところが2本しかないことが判明。訪問した担当者が付近を見渡すとダイヤル錠が壊されて放置されていたことから盗難の可能性が高いと判断し、警察に被害届を提出。対策としては、施錠を2か所実施する。 都道府県の行った措置としては、事故届出書の提出を指導した。また、府への報告を行った。	体積販売
2022/9/20	12:29	盗難	C2級	長崎県 長崎市	・2022年3月5日（土）当該容器を配送設置 ・8月8日（月）片側交換 ・8月18日（木）メーター検針（使用量 1.4㎡） ・9月20日（火）配送センター担当が付近を通りかかった際に、容器1本が無いことに気づき、販売事業者へ連絡。販売事業者担当者が現地で状況確認を行い、周辺に見当たらないため、警察へ通報。消費者先は借家で一人暮らし。盗難時は入院のため不在。メーター指針から0.1㎡使用していて、盗難被害容器の残ガス量は満充填に近い状態。借家家主のドライブレコーダーから、9月13日（火）異常なし。 ・9月17日（土）容器が無くなっている。 ・9月23日（金）警察へ被害届を提出。 都道府県の行った措置としては、保安事業者に対し、容器の捜索実施と当該事故の経緯についての報告書を提出するよう指示した。	体積販売
2022/9/22	16:00	盗難	C2級	香川県 三豊市	漁業協同組合支所の職員が2022年7月20日（金）14時頃、ガスボンベが設置されていることを確認しているが、同年9月22日（木）16時頃、当該ボンベを販売した販売事業者が同支所を通りかかったときにボンベが無くなっていることに気づき、同支所職員に知らせ、その職員が通報したものを。 都道府県の行った措置としては、当該支所の職員に対して事故届書を提出するよう求め、2022年10月7日（金）に現地で事故発生状況にて聴取り調査を行った。	質量販売
2022/10/4	不明	喪失	C2級	兵庫県 小野市	事故報告者は販売事業者から委託を受けて配送していた配送会社。数年前より閉栓となっており、このたび閉栓先ボンベ引きあげ許可がおりたため回収したところ、現場は既に更地となっており、ボンベが行方不明であった。ボンベのみならず調整器等の設備も無断で撤去されたとのこと。 対策としては、閉栓先のパトロールの強化及び未使用先のボンベの確実な回収を行う。また、今回の事例を挙げ、販売事業者にも閉栓先ボンベの早期引き上げ許可をスムーズに行うよう指示する。 都道府県の行った措置としては、対策防止策を徹底するよう指導を行った。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/10/5	10:00	盗難	C2級	栃木県 那須郡 那須町	消費者が、2022年10月3日（月）に当該施設の点検を行った時は異常がなかった。しかし、10月5日（水）に消費者が再度点検に訪れたところ容器が無いことに気づき、販売事業者へ連絡があり、容器の紛失が発覚した。状況から盗難であると思われ、10月5日（水）に警察に盗難届を提出済みである。 なお、当該施設については、2021年9月9日（木）に同様の盗難被害（20kg容器1本）にあっており、その後、消費者による点検回数の増加（週2回→週3回）やセンサーライトの設置などの対応を取っていたが、盗難が起きてしまったものである。 対策としては、消費者と協議し、当該施設についてはガス使用量が少なかったため、供給設備を撤去し、容器を設置しないこととした。設備は10月20日（木）に撤去済みである。また、公民館や別荘等の不在宅においても今後は注意し、検針時等に変化がないか確認し、事故防止に努めるようにする。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。	体積販売
2022/10/7	9:38	盗難	C2級	東京都 足立区	2022年10月7日（金） 9時38分頃 配送社員がガスボンベ交換に訪問した際に20kgボンベ1本が紛失していることを確認 → 周囲に置いてあるか確認 → 無かったとの事。 同日 9時40分頃 配送社員から業務社員に盗難の紛失について報告あり → 業務社員が直近で消費者宅の対応した社員にその時の状況を確認 → 直近対応：ガス検針 検針員が2022年9月22日（木）に検針を行った時点ではガスボンベがあったとの事。 同日 9時45分頃 配送社員が消費者（会社の従業員）にボンベ紛失について説明。また、ガスボンベが紛失していたが確認→知らなかったとの事。 同日 本社 常務に盗難事故発生報告。 同日 13時04分頃 詳細確認が終了した為 警察へ通報 → 10月8日（土）現場にて聴取及び調査を受ける。 同日 14時55分頃 都へ事故発生に関する報告について電話。 都道府県の行った措置としては、事故届書提出を指示した。	体積販売
2022/10/8	14:40	盗難	C2級	鹿児島県 薩摩郡 さつま町	2022年10月8日（土）、消費者より「ガスがつかない」との連絡を受け現場確認したところ、容器がなくなっていることを確認。撤去は行っておらず、配送担当者も心当たり無し。盗難と捉え、消費者より警察へ連絡を入れ、現場検証。想定される全てのことを確認し、警察の方で他の販売事業者にもヒアリングを実施して頂いたが、特に何も出てこなかったため、消費者の方で警察へ盗難届を提出。 対策としては、庁内の他事業者へ継続してヒアリングを実施。近辺の住宅や、LPガスを設置してある箇所全て、警察の方で確認済み。今後、解約後の撤去容器、回収容器、返却容器を念入りに確認。また放置容器等が見受けられたときは確認を行う。 都道府県の行った措置としては、盗難防止のためボンベの施錠等を徹底するよう指導した。	体積販売
2022/10/10	9:00	盗難	C2級	千葉県 成田市	2022年10月10日（月）LPガス供給先の消費者（牧場）、20kg容器×2本設置先の現場にて容器1本が盗難されている事が発覚。 11月2日（水）警察へ盗難届提出し受理された。 対策としては、センサーライトの設置。 都道府県の行った措置としては、事故届書の提出を指示した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/10/14	13:00	盗難	C2級	茨城県 結城郡 八千代町	2022年10月14日（金）13時00分頃、配送担当者が、公民館前を通行中、当該施設の20kg容器1本が無いことに気が付き、盗難届を提出。 対策としては、当該施設の様に人の出入りが少ない場合は、設置容器のプロテクターに鎖を巻き、南京錠にて施錠するとともに定期巡回を実施する。	体積販売
2022/10/21	10:00	盗難	C2級	茨城県 水戸市	2022年10月21日（金）10時頃、消費者から20kg容器2本が無くなっているとの連絡があり、盗難を確認。10月5日（水）の検針時には設置されていたことから、その後、盗難が発生したと推測される。同日、盗難届を提出。 対策としては、販売事業者において、毎月の検針時のほか近隣立ち寄り時に状況確認を行う。	体積販売
2022/10/24	19:50	盗難	C2級	熊本県 熊本市	2022年10月24日（月）19時50分頃、消費者が帰宅後ガスの使用ができなかったため、容器を確認したところ、容器が無いことが判明し、警察及び販売事業者に通報した。同日、現地検証が行われた。 対策としては、再度盗難されない様、盗難しづらいと考えられる50kg容器に変更する。 都道府県の行った措置としては、盗難の状況及び原因等を聴取し、今後同様な盗難被害に遭わないための改善策を実施するよう指導した。	体積販売
2022/11/2	11:00	盗難	C2級	栃木県 河内郡 上三川町	2022年11月2日（水）の11時頃、販売事業者が、当該物件のガスメーターの検針に訪問したところ、2本設置されていたはずのLPG容器が1本だけになっていることを発見した。販売事業者が保安機関へ状況確認を依頼し、保安機関が現地調査を行った結果、盗難にあったものと思われたため、警察に通報を行った。販売事業者が10月3日（月）11時頃の検針時に容器を確認していることから、10月3日11時から11月2日（水）11時の間に盗難にあったと推定される。 対策としては、盗難発覚当日に警察に届け出て、現場検証をおこなない被害届を提出、当該物件は借家で現在空き家になっていることから残置されていた50kg容器1本を引き揚げる。当該物件の供給設備設置場所は道路を走行中に希死でき、車通りも少ないことから再度設置する際はボンベカバーを取り付けるか供給設備を道路から見えない場所に移動する等の対策を講じていく。また、今回のような借家等で、すぐに入居者が見込めない物件については、速やかに容器を引き揚げることで再発防止に努める。 都道府県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。	体積販売
2022/11/6	16:30	盗難	C2級	埼玉県 東松山市	2022年11月6日（日）16時30分頃、備品の返却の為、現地に行った自治会長が消費者建物に設置されている20kg容器全1本がなくなっていることに気づいた。他の役員に確認したのち、11月7日（月）に販売事業者へ連絡した。容器は工具を使って外されていた。なお、2022年11月1日（火）に容器交換を行った時点は容器（全1本）は存在していた。 対策としては、自治会長が警察へ盗難届を提出。また、県へ事故届を提出。設置容器に転倒防止用チェーンの他に盗難防止用のチェーンを取り付け。 都道府県の行った措置としては、事故報告書の提出を指導した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/11/15	不明	盗難	C2級	奈良県 天理市	消費者より販売事業者に8時50分連絡あり9時15分現場到着確認。自動切替調整器に連結された50K容器1本が高圧ホースより外されていた。対策としては、ボンベチェーンに南京錠で鍵をかけ外せないようにした。 都道府県の行った措置としては、転倒防止チェーンに南京錠等の設置、監視カメラ又はダミーカメラの設置、容器の移設等の防犯対策を消費者側と相談して検討するよう指示した。	体積販売
2022/11/18	14:30	盗難	C2級	鹿児島県 鹿児島市	2022年11月18日（金）14時30分頃に販売事業者によるメーター検針時に容器がなくなっていることを確認。すぐに警察へ通報し、当日、警察が現場確認。また、販売事業者は当日、25日（金）、29日（火）の3回、警察へ行き、事情説明を行った。容器詳細については、配送委託業者に確認を取り、こちらも警察へ情報提供。警察から盗難による被害ということで被害届の説明を受け、29日に販売事業者が被害届を提出。 対策としては、鍵を購入して、施錠をする。 都道府県の行った措置としては、盗難防止のためボンベの施錠を徹底するよう指導。また、県への事故連絡を盗難等確認した時点で遅滞なく行うよう指導した。	体積販売
2022/11/25	11:00	盗難	C2級	京都府 京都市	2022年11月18日（金）午前11時頃容器交換を行い、2022年11月25日（金）午前11時頃検針の為現場に寄った所設置しているガスボンベが無くなっていることを覚知。 対策としては、ボンベのプロテクターにチェーンを通して音で取りにくくする。	体積販売
2022/12/4	9:30	盗難	C2級	奈良県 奈良市	現場は会社事務所で、使用者が2022年12月4日（日）朝に出動した際に、L P ガス容器が1本無いのに気付く。ちなみに、12月3日（土）は会社休日。また、会社事務所であることから、夜間・休日は無人になるため、防犯カメラが複数台設置されており、今回はそんな状況下での盗難であった。使用者は、発見同日の4日（日）に警察に通報、被害届を出されており、販売事業者は5日（月）8時10分に連絡が入った。 対策としては、元々防犯カメラは設置されており、またL P ガス容器置き場も道路に面している。今後は、転倒防止の鎖に南京錠を付ける対策を取る。 都道府県の行った措置としては、転倒防止チェーンに南京錠等の設置、監視カメラ又はダミーカメラの設置、容器の移設等の防犯対策を消費者側と相談して検討するよう指示した。また、保安セミナー等で販売事業者へ容器盗難について注意喚起、盗難件数を改めて周知予定。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/12/8	16:00	盗難	C2級	静岡県 賀茂郡 東伊豆町	2022年10月20日（木）他社より切替工事を実施。 2022年12月8日（木）従業員が他現場へ向かうため当該現場前を通過時にポンベ1本の喪失を覚知。 2022年12月9日（金）従業員が警察に被害届を提出。 対策としては、従業員が警察に被害届を提出。 都道府県に行った措置としては、以下の事項を口頭指導した。 ・容器には転倒防止用の鉄鎖のほか、必要に応じて盗難防止用の南京錠をかける等の措置を講じること。 ・特に空家等での盗難事故が県内でも相次いでいることから、同様の物件については、見回りを強化するなど対策を講じること。 ・同様の箇所で繰り返し発生していることから、防犯対策を強化すること。	体積販売
2022/12/10	9:30	盗難	C2級	福井県 あわら市	・2022年12月10日（土）毎月一回の検針時に消費者先に設置してある20Kg容器2本のうち1本がなくなっているのを発見した。11月10日（木）の検針時には2本揃っていたので、紛失の時期は11月10日（木）～12月9日（金）と思われる。 ・残っている1本の容器のバルブを締めメーター入口のコックを閉止。 ・消費者先（区民館）に容器が無くなっている事を連絡し、心当たりがないかと確認した所「無い」との返答。 対策としては、当該区民館を含む消費者先区民館の事務局に、使用時に容器等の存置確認を依頼した。 都道府県に行った措置としては、県LPガス協会を通じて、事業者向けに盗難防止対策の徹底を依頼した。	体積販売
2022/12/13	11:55	盗難	C2級	栃木県 宇都宮市	販売事業者の検針員が、2022年12月13日（火）11時55分に公民館に検針のため訪問した際に20Kgポンベ2本設置のうち1本が無くなっているのに気が付く。現場の写真を撮り、営業担当に引き継いだ。営業担当は、駐在所へ訪問したが巡回中で不在だったため警察署に連絡して、13時ごろ公民館に警察が到着。次に自治会長に連絡を行い警察・自治会長・営業担当で現場検証を行い被害届提出した。 対策としては、配達時、検針時、付近を通った際には、目視確認を行う。 都道府県に行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。	体積販売
2022/12/22	8:50	盗難	C2級	群馬県 伊勢崎市	2022年12月22日（木）8時50分頃、配達員が事故発生場所へ容器交換に行ったところ、販売事業者の容器シールの貼っていない容器2本を発見した。該当容器2本を確認したところ、2022年8月30日（火）に盗難された容器であった。設置してあった2本の容器が盗難され、2022年8月30日に盗難された2本の容器を発見したため、警察に通報及び被害届の提出をした。 対策としては、ポンベ庫等施設でできる設備を設置する。 都道府県に行った措置としては、監督部への報告を指示した。	体積販売
2022/12/25	不明	盗難	C2級	静岡県 静岡市	2022年12月25日（日）午前11時30分頃、消費者先（会社事務所）に検針で訪れたところ、容器紛失に気が付いた。2022年11月25日（金）の検針時には異常なかった。普段、使用していない事務所なので、いつ盗難にあったかは不明。 対策としては、ポンベを目隠しし、通路側から見えないようにする。 都道府県に行った措置としては、事故届を提出するよう指導した。	体積販売

年月日	発生時間	事故種別	事故分類	発生場所	事故概要	販売方式
2022/12/30	不明	盗難	C2級	兵庫県 丹波篠山市	監視センターより圧力低下遮断が入り、営業担当者が現地確認したところ、ポンへの盗難を確認した。 対策としては、別荘の為、使用量が少ないものの、定期的に訪問する。また、警察へ被害届を提出。(被害届受理番号:100138)	質量販売